

おおた障がい施策推進プラン

平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）

【骨子案】

大田区障害者計画
第5期大田区障害福祉計画
第1期大田区障害児福祉計画
大田区発達障がい児・者支援計画

平成29年9月

大田区

目次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨と背景	3
2	計画の位置付け	4
3	計画のめざす姿	6
4	計画の期間	7
5	計画策定の体制	7
第2章	大田区の障がい者の状況	
1	障がい者手帳所持者等の状況	11
2	発達障がい児・者の状況	17
3	実態調査結果の概要	20
第3章	施策の展開	
1	重点課題	41
2	施策の体系	43
3	個別施策	46
	基本目標1 自分らしく暮らせるまち	
	基本目標2 とともに支え合い暮らせるまち	
	基本目標3 安全・安心に暮らせるまち	
第4章	障害福祉サービス等の推進	
1	平成32年度末の目標	49
2	サービス見込量と確保のための方策	52
第5章	計画の推進に向けて	
1	計画の推進体制	69
2	計画の進行管理	69
資料編		
1	大田区障がい者施策推進会議の検討経過	
2	大田区障がい者施策推進会議設置要綱	
3	大田区障がい者施策推進会議委員名簿	
4	庁内検討委員会委員名簿	
5	計画策定に係る根拠法令等	
6	用語の説明	

○ 「障害」と「障がい」の表記について

法令等に基づくもの、名詞や一般的に漢字で表記した方がわかりやすいものは、「障害」を使用し、それ以外は、「障がい」と表記しています。

○ 「障がい者」の定義について

本計画における「障がい者」とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、障がい者手帳の所持者に限られず、高次脳機能障がい者や難病患者も含まれます。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

我が国は、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」の締結に向けて、国内法の整備をはじめとした障がい者制度の集中的な改革を進めてきました。

平成 23 年 8 月の「障害者基本法」の改正、平成 24 年 6 月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の成立、平成 25 年 6 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の成立等、一連の制度改正を経て、平成 26 年 1 月に障害者権利条約を締結しています。

その後、障害者総合支援法施行 3 年後の見直しが行われ、平成 28 年 6 月には、障害者総合支援法と児童福祉法が改正されています。

この改正により、地域での生活を支える「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービス、高齢障がい者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担の軽減の仕組みなどが新たに設けられるとともに、障がい児の多様化するニーズに対応していくため、自治体において「障害児福祉計画」の策定が義務付けられることになりました。

加えて、近年では、個人や世帯の抱える複合的な課題や人口減少などの課題に対応していくために、包括的な支援や分野をまたがる総合的なサービス提供、地域を基盤として人と人とのつながりを育むことで、誰もが尊重され包摂を受けながら、その人らしい生活を実現できる社会を構築していくことが求められています。

平成 28 年 7 月には、厚生労働省が「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、介護保険制度の見直しによる「共生型サービス」の創設や介護・障がいの報酬改定など、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

こうした中、区においては、地域の関係機関や団体等との連携・協働をこれまで以上に図っていきながら、様々な福祉課題に対応していくため、ライフステージごとの切れ目のない包括的な支援体制を構築していく必要があります。

そこで、本計画においては、「大田区障害者計画」、「第 5 期大田区障害福祉計画」、「第 1 期大田区障害児福祉計画」、「大田区発達障がい児・者支援計画」を「おおた障がい施策推進プラン」として一体的に策定し、施策の総合的かつ計画的な展開に取り組んでいきます。

2 計画の位置付け

本計画は、「大田区障害者計画」、「第5期大田区障害福祉計画」、「第1期大田区障害児福祉計画」、「大田区発達障がい児・者支援計画」を一体的に策定するものであり、区の障がい分野における施策の具体的な方向性等を示しています。

また、「大田区基本構想」の実現に向けた基本計画である「おおた未来プラン 10年（後期）」の個別計画としての位置付けであり、「大田区地域福祉計画」や「おおた高齢者施策推進プラン」など、関連する各分野の計画等と整合を図っています。

（1）大田区障害者計画

「大田区障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めています。

（2）第5期大田区障害福祉計画

「第5期大田区障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標、サービスの種類ごとの必要な見込量等を定めています。

（3）第1期大田区障害児福祉計画

「第1期大田区障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標、サービスの種類ごとの必要な見込量等を定めています。

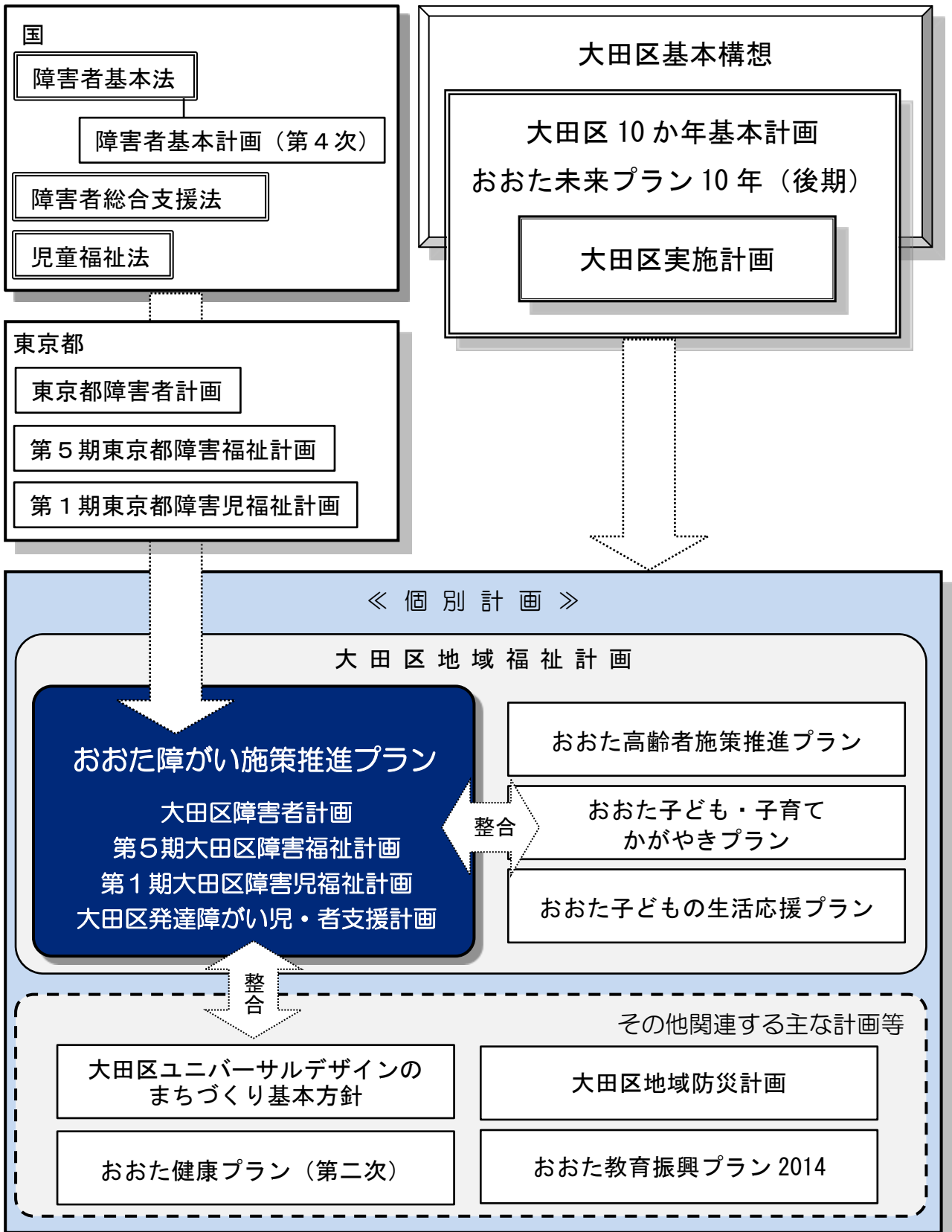
（4）大田区発達障がい児・者支援計画

「大田区発達障がい児・者支援計画」は、「おおた未来プラン 10年（後期）」の発達支援に関する施策の推進と関連部署の施策との整合性を保ちながら、区独自で策定している計画です。

「早期発見・早期支援の推進」、「ライフステージに応じた切れ目のない支援」、「地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進」、「施策を推進する基盤整備」の4つを目標に、保健・医療・福祉・教育・就労などの枠組みを超えた計画的な施策を展開しましたが、既存の障がい児・者施策と重複するものもありました。

新たな計画は、上記3つの法定計画と統合し、障がい分野の総合計画として一体的に策定することにより、施策の推進・充実を図っていきます。

◆他の計画等との関係



3 計画のめざす姿

(1) 基本理念

障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくりま

本計画では、「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくりま

また、基本理念を実現するための計画の推進にあたっては、次の3つの視点に基づき取組を進めていきます。

視点1 本人の「自己決定の尊重」

視点2 「地域力」による連携・協働

視点3 ライフステージに応じた「切れ目のない支援」

(2) 基本目標

基本目標1 自分らしく暮らせるまち

障がい者が、必要な支援を受けながら、自らの意思で選択・決定をし、自分らしく暮らせることを目標とします。

基本目標2 ともに支え合い暮らせるまち

誰もが、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、それぞれが役割をもち、支え合って暮らせることを目標とします。

基本目標3 安全・安心に暮らせるまち

障がい者が、地域生活において、安全・安心に暮らせることを目標とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間とします。

平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
大田区 地域保健福祉計画 (大田区障害者計画を内包) ※平成21年度から		大田区 障害者 計画 (平成26年度)	おおた障がい施策 推進プラン (大田区障害者計画 第4期大田区障害福祉計画)			おおた障がい施策 推進プラン (大田区障害者計画 第5期大田区障害福祉計画 第1期大田区障害児福祉計画 大田区発達障がい児・者支援計画)		
第3期大田区障害福祉計画		大田区発達障がい児・者支援計画						

5 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、大学教授、弁護士等の学識経験者、福祉、保健医療、教育、地域、雇用の各分野の関係団体等の代表者、公募区民で構成される「大田区障がい者施策推進会議」において検討を行いました。

庁内においては、関係部局の管理職により構成される「庁内検討委員会」を開催し、検討・調整を行いました。

また、障がい者や事業者に対し実態調査を行なったほか、広く区民の意見を反映させるため、パブリックコメントと区民説明会を実施しました。

第2章 大田区の障がい者の状況

1 障がい者手帳所持者等の状況

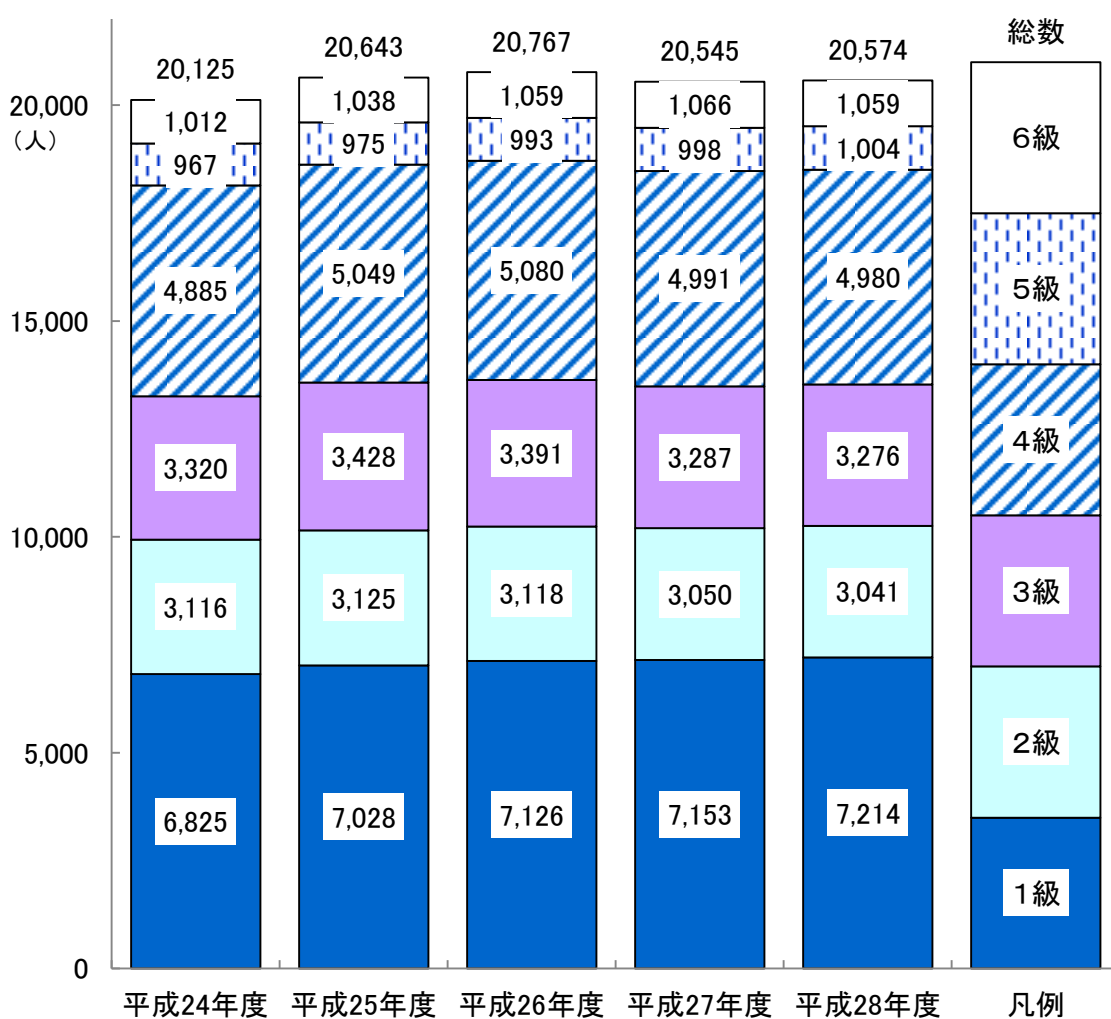
(1) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成24年度以降20,000人台で推移しており、平成28年度で20,574人となっています。

等級別では、「1級」が最も多く、平成24年度と比べて約400人増加しています。

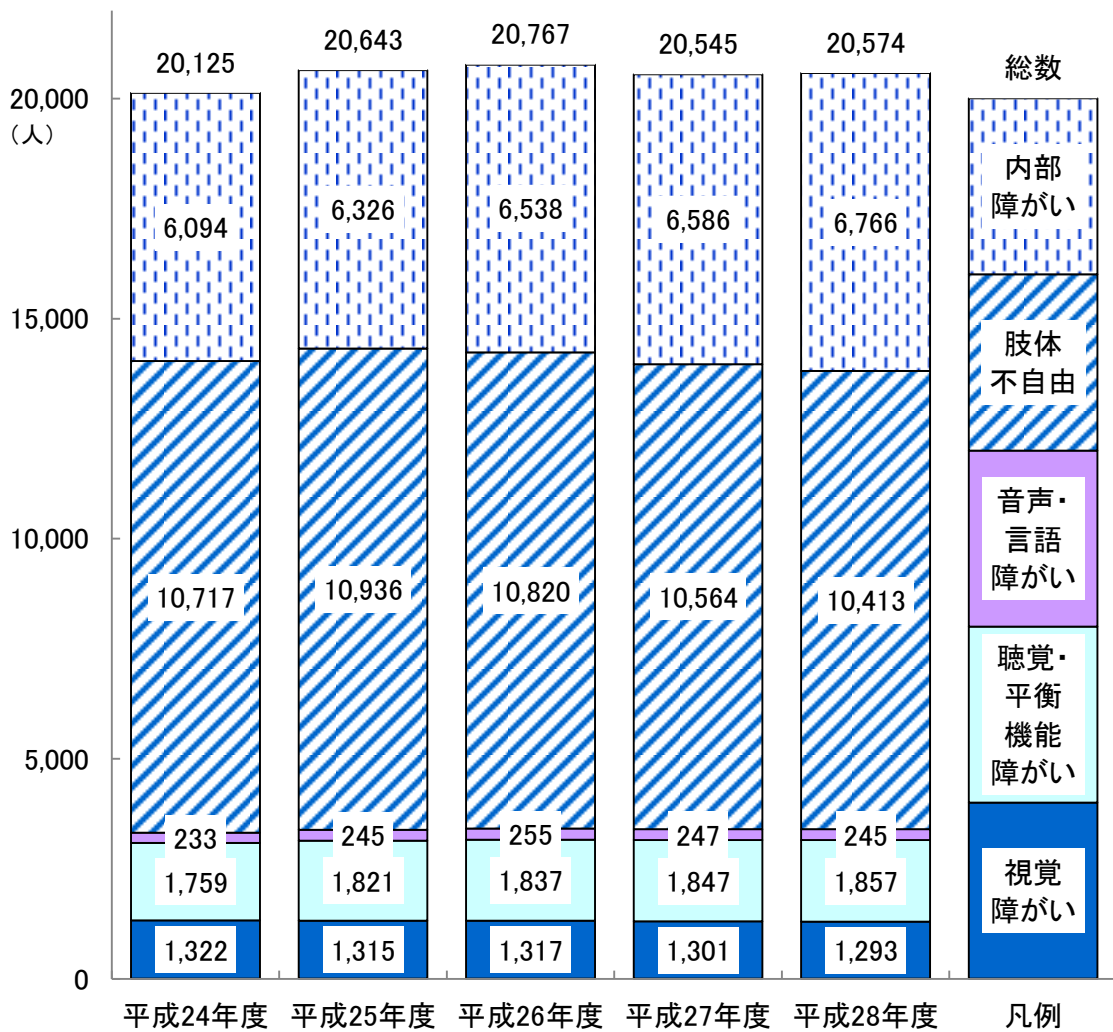
部位別では、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」となっています。

[等級別]



各年度3月31日現在

[部位別]



平成28年度	総数	18歳未満	18歳以上
身体障害者手帳所持者数 (人)	20,574	364	20,210
総数に占める割合 (%)	100.0	1.8	98.2

各年度3月31日現在

◇身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて交付されます。

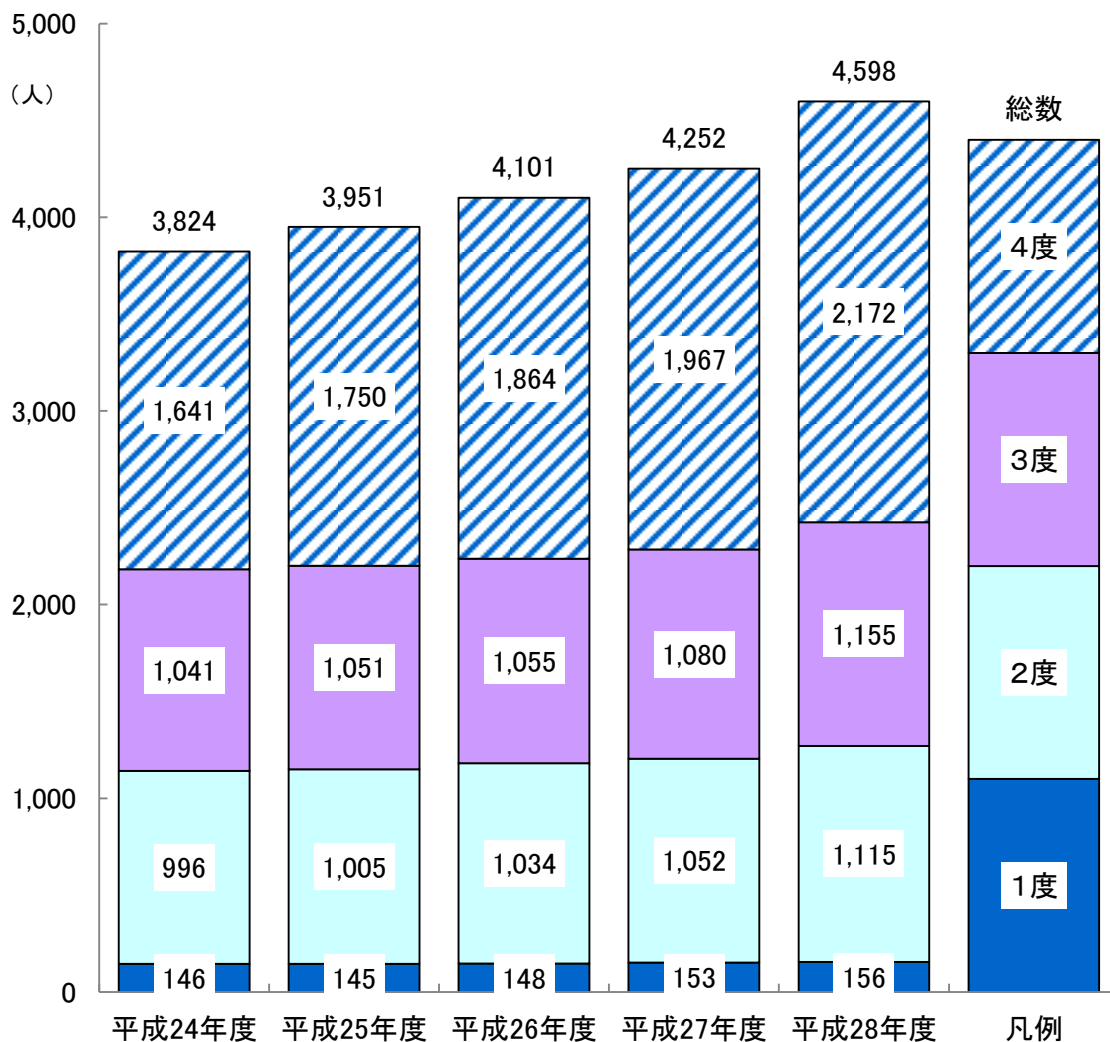
各種の障害福祉サービスを受けるための前提となり、障がいの程度により1級～7級（1級が最重度）にわかれています。

ただし、肢体不自由の7級だけでは手帳の交付はされません。

(2) 愛の手帳所持者の状況

愛の手帳所持者数は、年々増加していく傾向が見られ、平成28年度で4,598人となっています。

等級別では、「4度」が最も多く、毎年100人以上増加しています。



平成28年度	総数	18歳未満	18歳以上
愛の手帳所持者数（人）	4,598	1,036	3,562
総数に占める割合（%）	100.0	22.5	77.5

各年度3月31日現在

◇愛の手帳

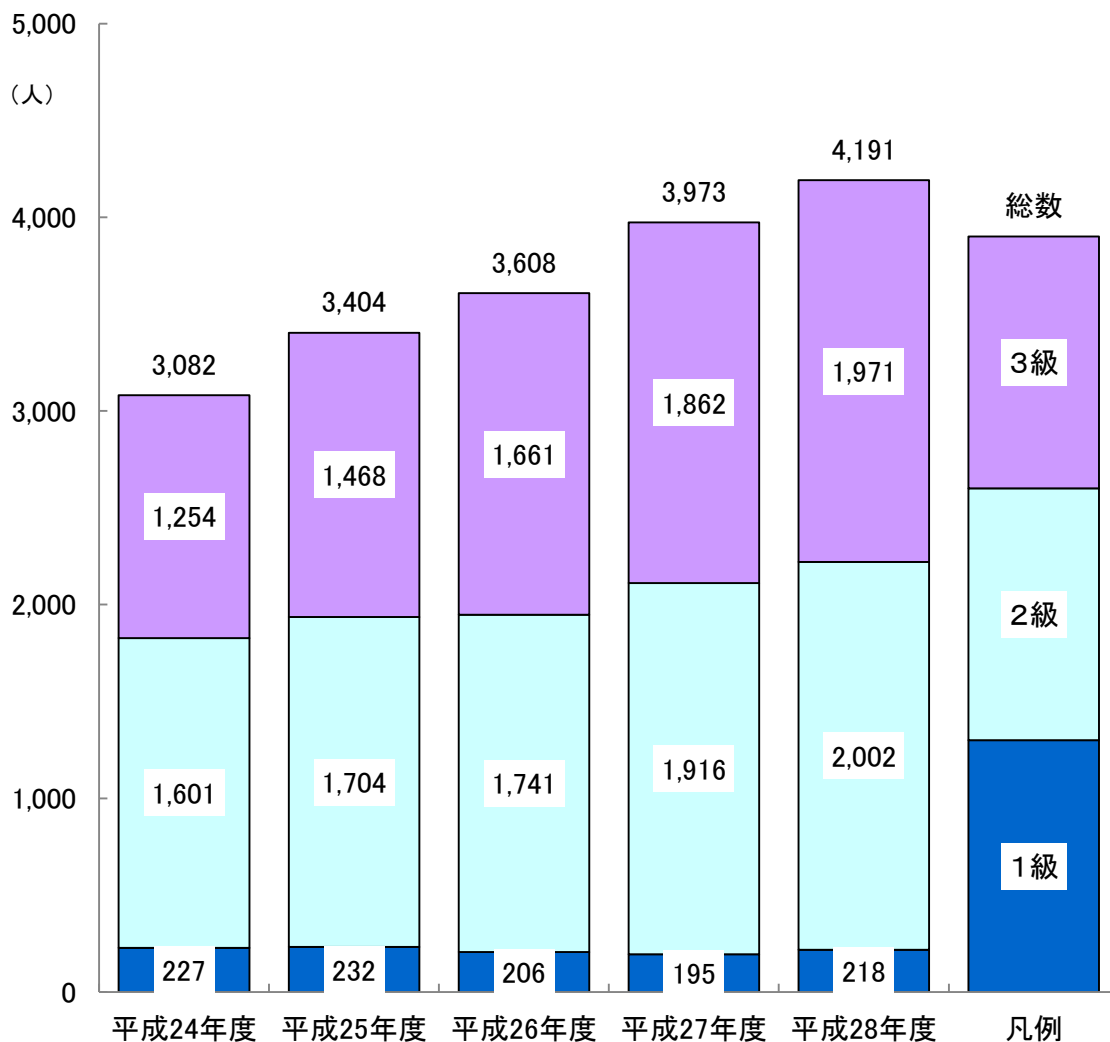
知的障がいのある方が、色々なサービスを受けるために必要な手帳として、東京都が独自に設けています。国の制度として「療育手帳」があり、愛の手帳はこの制度の適用を受けています。

障がいの程度を総合的に判定し、1度～4度（1度が最重度）に該当すると認められた場合に交付されます。

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加していく傾向が見られ、平成 28 年度で 4,191 人となっています。

等級別では、「2級」が最も多く、次いで「3級」となっています。特に「3級」の伸びが大きく、平成 24 年度に比べ、700 人以上増加しています。



各年度3月31日現在

◇精神障害者保健福祉手帳

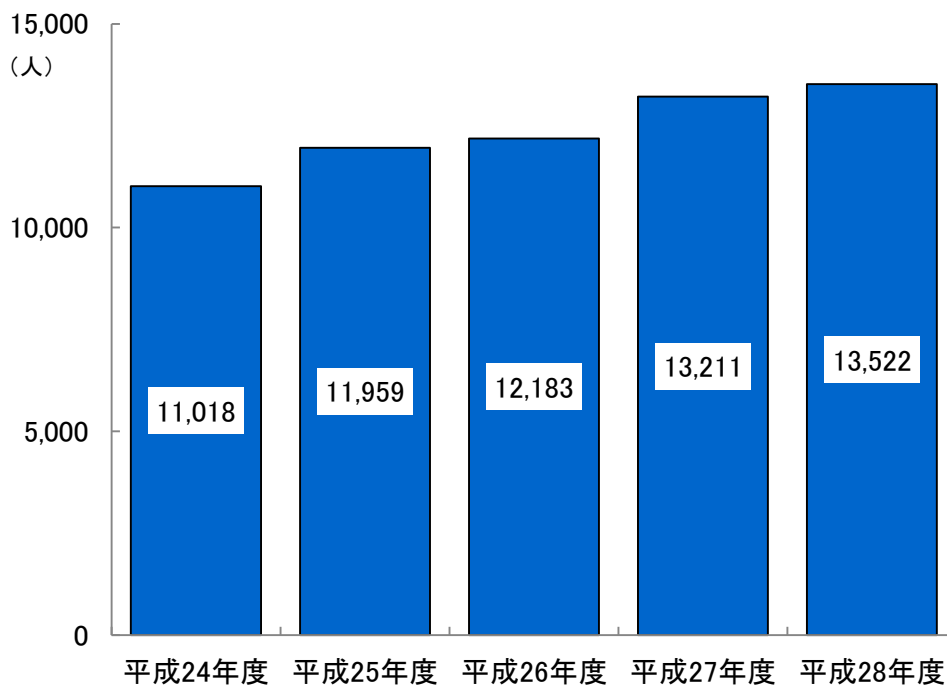
精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象です。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。

障がいの程度により1級～3級（1級が最重度）にわかれています。

また、身体障害者手帳や愛の手帳と異なり、有効期間（2年間）があるため、継続するためには、2年ごとに更新の手続きが必要になります。

(4) 自立支援医療（精神通院医療）申請者の状況

自立支援医療（精神通院医療）申請者数は、年々増加していく傾向が見られ、平成28年度で13,522人と、平成24年度に比べ、2,000人以上増加しています。



各年度3月31日現在

◇自立支援医療費制度（精神通院医療）

精神障がいにより精神科病院等に通院している場合に、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

原則として医療費の1割が自己負担となりますが、所得に応じて負担上限額が設定されています。

ただし、所得によって対象とならない場合や、一定の要件を満たす方に全額が助成される場合もあります。

有効期間が1年間となっているため、継続するためには手続きが必要になります。

(5) 難病医療費等助成申請者の状況

難病医療費等助成申請者数は、平成 28 年度で 6,468 人となっています。

(人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度
指定難病(国疾病)	5,988	6,419
都疾病(経過措置の疾病を含む)	252	49
総数	6,240	6,468

各年度 3 月 31 日現在

◇難病医療費等助成制度

国又は都の指定する疾病にり患している方で、一定の要件を満たす場合に、その治療にかかる医療費等の一部を公費で負担する制度です。

平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）」が公布され、平成 27 年 1 月 1 日から、110 疾病を指定難病として、新たな難病医療費助成制度が始まりました。

その後、平成 27 年 7 月 1 日に 196 疾病が追加、平成 29 年 4 月 1 日に 24 疾病が追加され、現在 330 疾病が医療費助成の対象となっています。

東京都においては、現在、難病法に基づく指定難病に加え、8 疾病が医療費助成の対象となっています。

また、障害者総合支援法の対象疾病にり患している方で、必要と認められた場合には、障がい者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービス等を利用することができます。

障害者総合支援法の対象疾病は、平成 29 年 4 月 1 日から、358 疾病に拡大されています（難病法に基づく指定難病は全て対象疾病に含まれています。）。

2 発達障がい児・者の状況

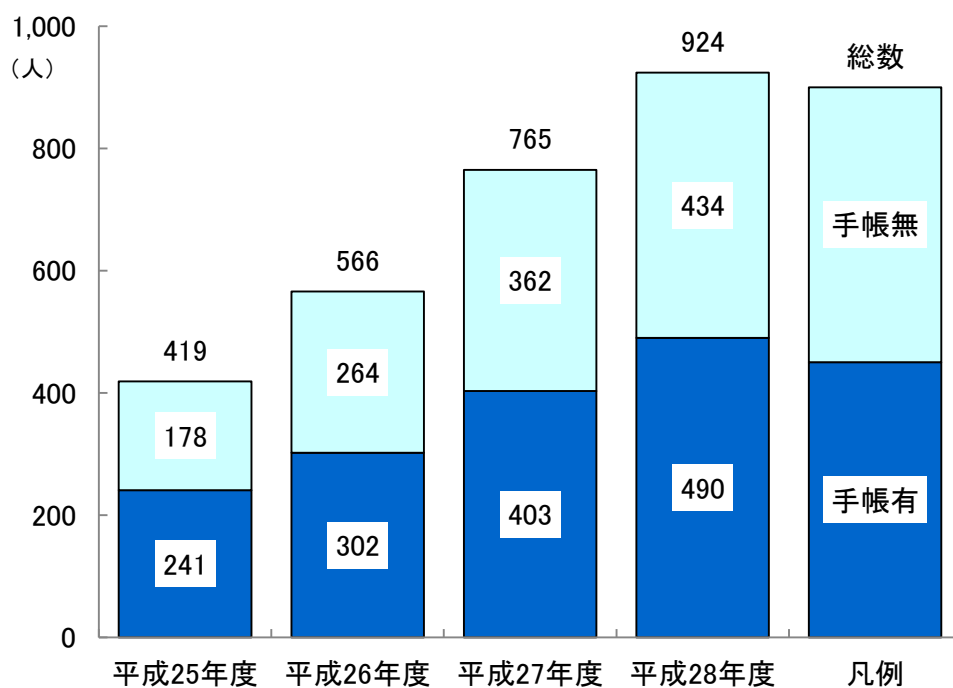
発達障がいは、知的な遅れを伴う場合と伴わない場合があることや、障がい特性の表出時期が異なることから、障がい者手帳の有無によってのみでは判断できないため、対象となる方の人数を正確に把握することは困難です。

そのため、以下の数値等は、発達障がい児・者の状況を捉えるための参考値であり、発達障がい児・者の正確な人数を示すものではありません。

(1) 通所受給者証所持者の状況

障害児通所支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）の利用に際し交付される通所受給者証所持者数は、年々増加していく傾向が見られ、平成28年度で924人と、平成25年度の約2倍になっています。

また、障がい者手帳がなく、障害児通所支援サービスを利用している方の多くは、発達障がい等により支援が必要の方であると考えられ、その人数は、平成28年度で434人となっています。



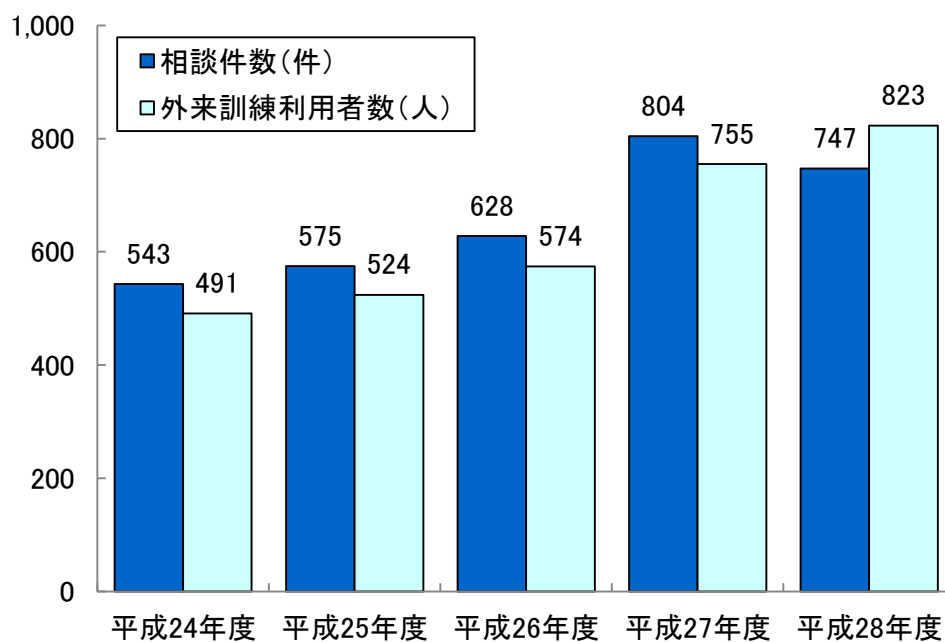
各年度3月31日現在

(2) こども発達センターわかばの家の状況

こども発達センターわかばの家においては、心身に発達の遅れや偏り、またその疑いがある就学前の乳幼児と保護者の方に対して相談支援等の事業を行っています。

相談件数については、発達障がいに関する相談も含めて増加傾向にあり、平成28年度で747件となっています。

また、幼稚園や保育園に通いながら、月に1回の療育訓練を受ける外来訓練の利用者数も増加傾向にあり、平成28年度で823人となっています。



各年度3月31日現在

(3) 特別支援学級・特別支援教室の状況

区立の小中学校では、障がいのある児童・生徒一人ひとりのニーズに対応した適切な指導や支援を行うために、特別支援学級を設置しています。

特別支援学級には、固定学級と通級指導学級があり、固定学級は知的障がい、通級指導学級は、発達障がいも含めた情緒障害等、弱視、難聴、言語障がいなどが対象となっています。

小学校では、平成 28 年度から情緒障害等通級指導学級に変わり、特別支援教室（サポートルーム）が全校に設置されており、平成 29 年度は 715 人が利用しています。

また、情緒障害等通級指導学級が設置されている中学校は 4 校あり、平成 29 年度は 91 人が利用しています。

(人)

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	特別支援教室 ※平成 27 年度まで情緒障害等通級指導学級	189	233	551	715
中学校	情緒障害等通級指導学級	66	74	86	91
総数		255	307	637	806

各年度 5 月 1 日現在

(4) 障がい者総合サポートセンターの状況

障がい者総合サポートセンターでは、発達障がいも含め、様々な障がいに応じた相談支援を行っています。

相談支援部門と就労支援部門（障がい者就労支援センター）における発達障がいの方の相談件数は、平成 28 年度でそれぞれ 922 件、367 件となっており、増加傾向にあります。

(件)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度
相談支援部門	625(9,951)	922(11,411)
就労支援部門（障がい者就労支援センター）	287(2,010)	367(1,917)
総数	912(11,961)	1,289(13,328)

※ 括弧内は発達障がいの方も含めた全体の相談件数

各年度 3 月 31 日現在

3 実態調査結果の概要

本計画の策定にあたり、障がい者の生活状況やサービスの利用状況等を把握するための調査を実施しました。

(1) 調査の概要

①調査対象

区内在住の障がい者、区内でサービスを提供している事業者を対象として、無作為抽出により調査を実施しました。

調査種別	調査対象
18歳以上調査	身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療受給者証（精神通院）所持者、難病医療費等助成制度対象者、通所受給者証所持者（18歳未満のみ）
18歳未満調査	
サービス事業者調査	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者

②調査期間

平成28年11月29日～12月22日

③調査方法

郵送発送・郵送回収

④回収結果

調査種別	発送数(A)	有効回収数(B)	回収率(B÷A×100)
18歳以上調査	4,500	2,308	51.3%
18歳未満調査	1,500	665	44.3%
サービス事業者調査	200	123	61.5%
合計	6,200	3,096	49.9%

※ 百分率(%)の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示しています。

(2) 主な調査結果

①生活に対する不安・困っていること

- 18歳未満では、全体で「進路や就職のこと」が最も高く、次いで、「学校のこと（保育園や幼稚園も含む）」「親が亡くなった後の過ごし方」となっています。
- 18歳以上では、全体で「健康や医療のこと」が最も高く、次いで「経済的なこと」、「特にない」となっています。

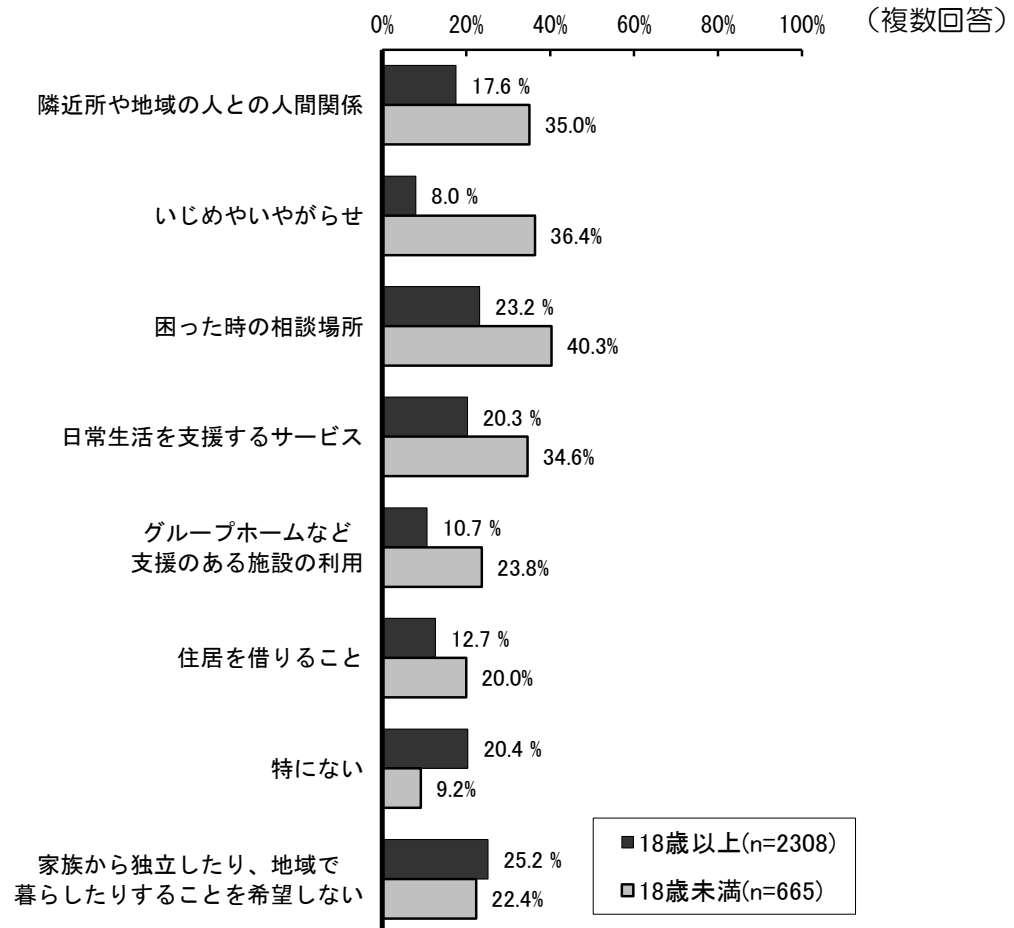
(複数回答、単位：%)

	学校のこと (保育園や幼稚園も含む)	経済的なこと	仕事のこと	家族のこと	健康や医療のこと	近所付き合いのこと	困ったときの相談先がないこと	進路や就職のこと	施設やサービスのこと	親が亡くなった後の過ごし方	余暇の過ごし方	いやがらせや暴力などを受けること	思うように意思疎通ができないこと	特にない	その他	無回答
18歳未満 全体 (n=665)	44.1	20.9	-	8.6	20.5	3.6	8.7	44.2	17.1	43.2	17.6	8.4	35.0	13.5	3.6	0.8
0～2歳 (n=31)	77.4	32.3	-	9.7	32.3	9.7	16.1	29.0	48.4	32.3	12.9	19.4	22.6	6.5	0.0	0.0
3～5歳 (n=141)	73.0	19.9	-	8.5	14.9	3.5	10.6	36.2	19.1	35.5	3.5	9.2	39.7	9.9	4.3	0.0
6～11歳 (n=225)	43.6	17.3	-	6.7	17.3	2.2	6.2	36.9	14.2	40.0	17.3	7.1	39.1	12.0	3.1	0.4
12～14歳 (n=104)	34.6	21.2	-	7.7	22.1	5.8	9.6	56.7	18.3	48.1	31.7	10.6	32.7	17.3	4.8	1.0
15～17歳 (n=154)	18.8	24.7	-	11.7	26.0	3.2	8.4	57.8	13.0	53.2	23.4	5.8	29.9	18.8	3.2	0.0
18歳以上 全体 (n=2308)	0.4	36.0	15.4	16.9	42.1	3.8	8.8	4.6	7.8	17.8	7.8	2.3	12.7	20.1	3.6	3.2
18～39歳 (n=393)	1.5	39.4	32.1	19.1	37.2	4.6	10.7	14.0	7.9	46.3	16.3	3.3	23.2	11.7	0.0	1.5
40～64歳 (n=772)	0.4	42.5	24.2	18.4	43.4	5.4	11.1	6.3	6.3	25.9	6.3	3.8	12.8	15.5	4.3	1.7
65歳以上 (n=1123)	0.1	30.5	3.5	15.2	43.1	2.4	6.6	0.2	8.9	2.1	5.8	1.0	9.1	26.2	3.1	4.6

※ 18歳未満では、「仕事のこと」の選択肢がありません。

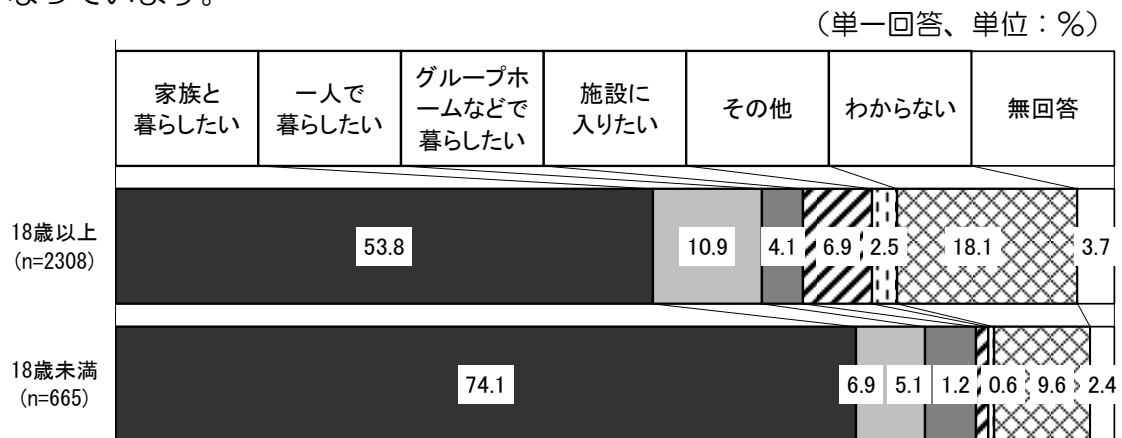
②地域生活に対する不安

- 18歳以上では、「家族から独立したり、地域で暮らしたりすることを希望しない」が最も高く、次いで「困った時の相談場所」、「日常生活を支援するサービス」となっています。
- 18歳未満では、「困った時の相談場所」が最も高く、次いで「いじめやいやがらせ」、「隣近所や地域の人との人間関係」となっています。



③将来の暮らし方

- 18歳以上と18歳未満のどちらにおいても、「家族と暮らしたい」が最も高くなっています。



④サービスを受けるまでに困ったこと

- 18歳未満では、全体で「制度や手続きがわかりにくい」が最も高く、次いで「手続きが大変」、「サービスの利用までに時間がかかる」となっています。
- 18歳以上では、全体で「制度や手続きがわかりにくい」が最も高く、次いで「特に困らなかった」、「手続きが大変」となっています。

(複数回答、単位：%)

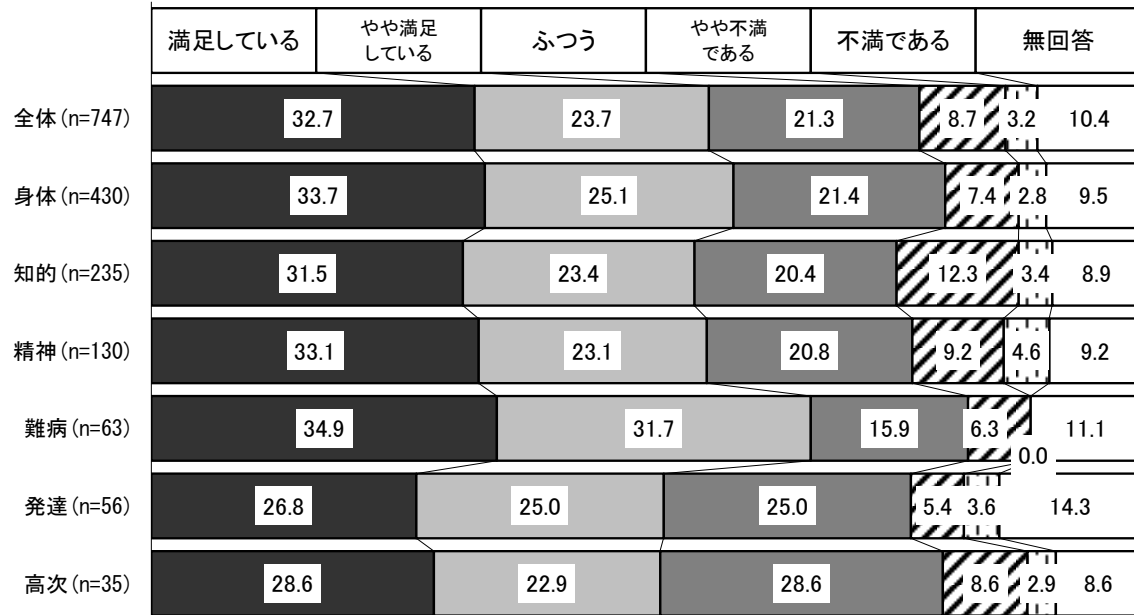
	制度や手続きがわかりにくい	手続きが大変	サービスの利用までに時間がかかる	自分に合った事業者が見つからない	事業者から断られた	その他	特に困らなかった	無回答
18歳未満全体 (n=665)	43.3	42.0	28.4	17.7	9.5	11.7	17.4	3.3
0～2歳 (n=31)	45.2	41.9	48.4	29.0	3.2	32.3	9.7	0.0
3～5歳 (n=141)	47.5	35.5	41.1	15.6	8.5	9.2	14.2	2.8
6～11歳 (n=225)	48.9	48.0	28.4	18.2	11.1	10.2	14.2	2.2
12～14歳 (n=104)	35.6	44.2	20.2	21.2	6.7	9.6	26.0	2.9
15～17歳 (n=154)	35.1	37.0	18.2	13.6	9.7	13.6	21.4	5.8
18歳以上全体 (n=2308)	31.7	24.2	13.1	6.8	1.6	8.4	29.3	17.2
18～39歳 (n=393)	42.0	34.4	21.9	10.9	4.3	8.4	25.2	7.9
40～64歳 (n=772)	33.8	28.6	12.7	7.6	1.3	9.2	30.4	12.4
65歳以上 (n=1123)	27.1	17.5	10.2	4.7	0.9	7.9	30.2	23.2

⑤サービスの満足度

- 18歳以上では、全体で「満足している」が32.7%で最も高く、「満足している」と「やや満足している」を合わせた『満足』している層は、56.4%となっています。
- 18歳未満では、全体で「満足している」が41.7%で最も高く、『満足』している層は全体の70.6%となっています。

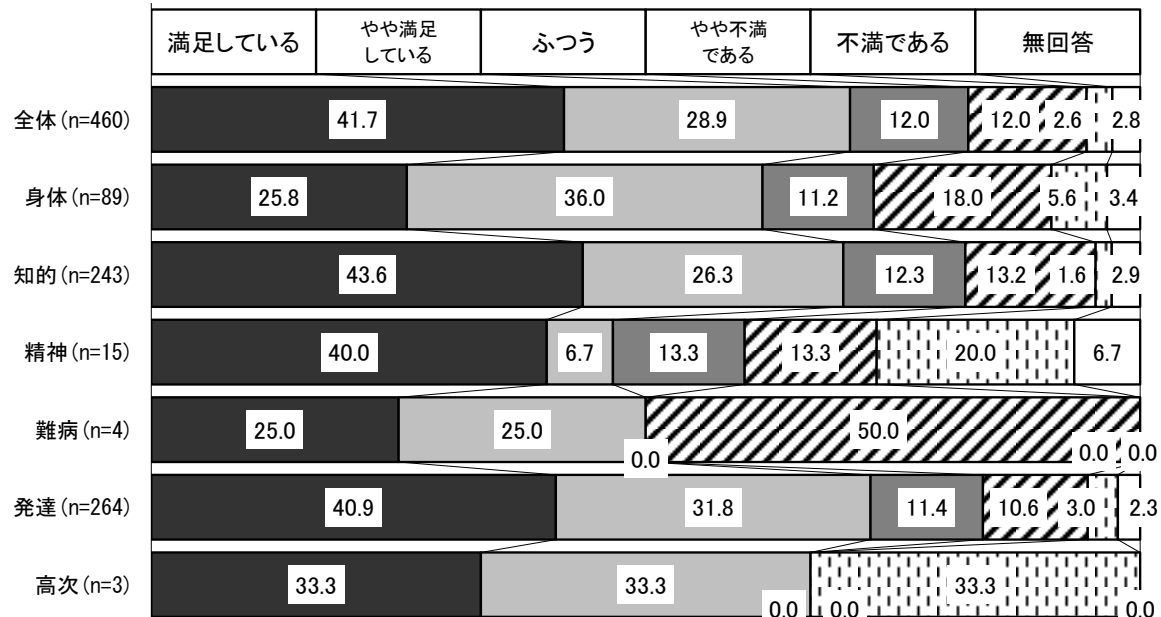
<18歳以上>

(単一回答、単位：%)



<18歳未満>

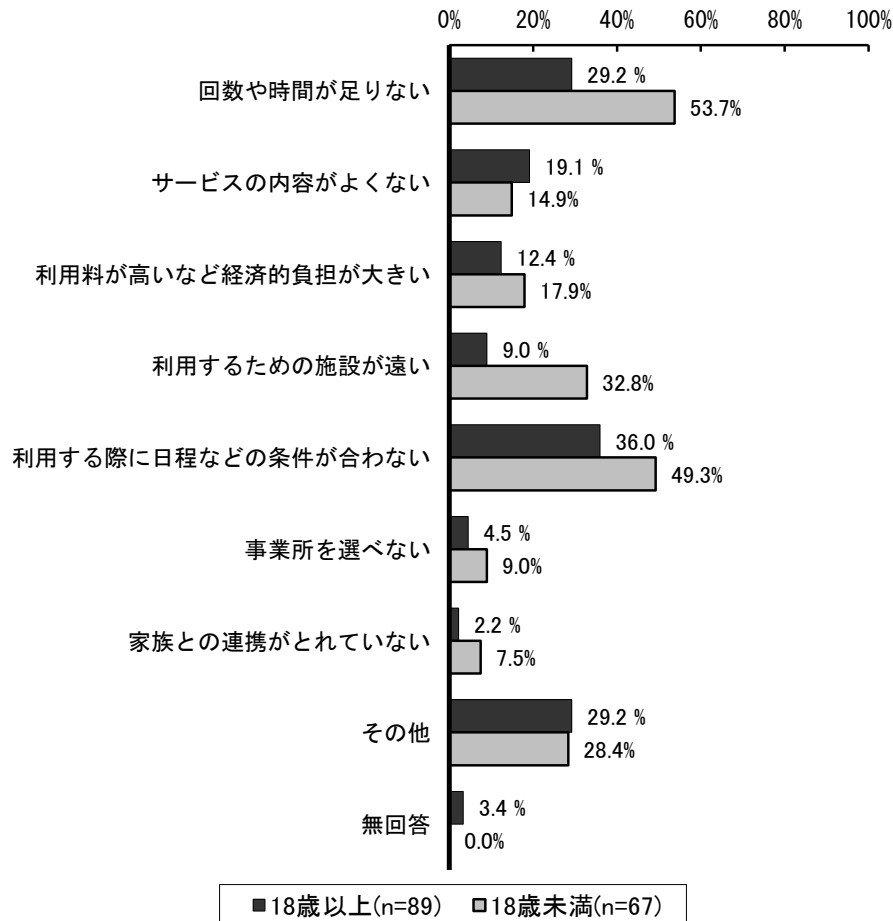
(単一回答、単位：%)



⑥サービスに不満を感じる内容

- 18歳以上では、「利用する際に日程などの条件が合わない」が最も高く、次いで「回数や時間が足りない」となっています。
- 18歳未満では、「回数や時間が足りない」が最も高く、次いで「利用する際に日程などの条件が合わない」となっています。

(複数回答)



⑦就労についての不安や不満（18歳以上のみ）

- 全体では、「給料・賃金が少ない」が最も高く、次いで「障がい状態の変化や体調不良」、「職場の人たちとの人間関係がむずかしい」となっています。

（複数回答、単位：％）

分類	1番目	2番目	3番目	4番目	5番目	
全体 (n=616)	給料・賃金が少ない	障がい状態の変化や体調不良	職場の人たちとの人間関係がむずかしい	雇用形態が不安定	通勤がたいへん	特に不安や不満はない
	33.1	23.7	13.0	11.9	9.7	31.0
身体 (n=272)	給料・賃金が少ない	障がい状態の変化や体調不良	通勤がたいへん	職場の人たちとの人間関係がむずかしい	障がいへの理解が十分でない	特に不安や不満はない
	27.9	23.2	9.9	9.2	8.8	33.8
知的 (n=102)	給料・賃金が少ない	職場の人たちとの人間関係がむずかしい	雇用形態が不安定	通勤がたいへん	昇給や昇進に差がある／障がいへの理解が十分でない	特に不安や不満はない
	35.3	21.6	12.7	11.8	8.8	32.4
精神 (n=98)	給料・賃金が少ない	障がい状態の変化や体調不良	職場の人たちとの人間関係がむずかしい	雇用形態が不安定	障がいへの理解が十分でない	特に不安や不満はない
	51.0	36.7	29.6	21.4	18.4	14.3
難病 (n=171)	給料・賃金が少ない	障がい状態の変化や体調不良	雇用形態が不安定	通勤がたいへん	職場の人たちとの人間関係がむずかしい／昇給や昇進に差がある	特に不安や不満はない
	30.4	25.7	9.4	8.2	5.3	35.1
発達 (n=29)	給料・賃金が少ない	雇用形態が不安定	障がい状態の変化や体調不良／職場の人たちとの人間関係がむずかしい		相談する人や場所がない／通勤がたいへん／障がいへの理解が十分でない	特に不安や不満はない
	62.1	41.4		37.9	27.6	10.3
高次 (n=7)	給料・賃金が少ない	仕事がむずかしい／障がい状態の変化や体調不良／仕事内容が単調すぎる／昇給や昇進に差がある				特に不安や不満はない
	28.6				14.3	14.3

※ 複数の枠にまたがっている項目は、同数だったことを示しています（以下同様）。

⑧就労のための環境整備として必要なこと

- 18歳以上では、全体で「健康状態にあわせて働ける」が最も高く、次いで「職場の人への障がいへの理解」となっています。
- 18歳未満では、全体で「職場の人の障がいへの理解」が最も高く、次いで「自分の家や、家の近くで働ける」となっています。

<18歳以上>

(複数回答、単位：%)

分類	1番目	2番目	3番目	4番目	5番目
全体 (n=2308)	健康状態にあわせて働ける 34.6	職場の人の障がいへの理解 29.7	自分の家や、家の近くで働ける 27.0	障がい者の利用に配慮された設備や職場 22.3	就労の場の紹介や相談が受けられる 9.9
身体 (n=1312)	健康状態にあわせて働ける 30.9	職場の人の障がいへの理解 26.1	自分の家や、家の近くで働ける 25.0	障がい者の利用に配慮された設備や職場 22.6	就労の場の紹介や相談が受けられる 8.2
知的 (n=365)	職場の人の障がいへの理解 38.6	自分の家や、家の近くで働ける 31.2	障がい者の利用に配慮された設備や職場 25.2	健康状態にあわせて働ける 18.9	就労の場の紹介や相談が受けられる 10.7
精神 (n=387)	健康状態にあわせて働ける 50.6	職場の人の障がいへの理解 38.2	自分の家や、家の近くで働ける 32.6	障がい者の利用に配慮された設備や職場 18.1	就労の場の紹介や相談が受けられる 14.2
難病 (n=408)	健康状態にあわせて働ける 43.4	職場の人の障がいへの理解 28.7	自分の家や、家の近くで働ける 26.2	障がい者の利用に配慮された設備や職場 25.7	就労の場の紹介や相談が受けられる 11.3
発達 (n=84)	職場の人の障がいへの理解 41.7	健康状態にあわせて働ける 32.1	自分の家や、家の近くで働ける 29.8	就労の場の紹介や相談が受けられる 23.8	障がい者の利用に配慮された設備や職場 22.6
高次 (n=59)	健康状態にあわせて働ける 33.9	職場の人の障がいへの理解 30.5	自分の家や、家の近くで働ける 28.8	障がい者の利用に配慮された設備や職場 20.3	就労の場の紹介や相談が受けられる 10.2

<18歳未満>

(複数回答、単位：%)

分類	1 番目	2 番目	3 番目	4 番目	5 番目
全体 (n=665)	職場の人の障がいへの理解 54.9	自分の家や、家の近くで働ける 29.2	障がい者の利用に配慮された設備や職場 28.6	就労の場の紹介や相談が受けられる 19.2	健康状態にあわせて働ける 15.6
身体 (n=156)	職場の人の障がいへの理解 46.2	自分の家や、家の近くで働ける 31.4	障がい者の利用に配慮された設備や職場 30.1	健康状態にあわせて働ける 27.6	就労の場の紹介や相談が受けられる／企業への雇用の働きかけ 14.1
知的 (n=358)	職場の人の障がいへの理解 53.9	自分の家や、家の近くで働ける 36.6	障がい者の利用に配慮された設備や職場 33.2	就労の場の紹介や相談が受けられる 15.1	企業への雇用の働きかけ 13.4
精神 (n=38)	職場の人の障がいへの理解 55.3	自分の家や、家の近くで働ける／健康状態にあわせて働ける 31.6		障がい者の利用に配慮された設備や職場 15.8	就労の場の紹介や相談が受けられる／企業への雇用の働きかけ 13.2
難病 (n=11)	健康状態にあわせて働ける 63.6	職場の人の障がいへの理解 45.5	自分の家や、家の近くで働ける 27.3	就労の場の紹介や相談が受けられる／職業訓練ができる施設の充実／企業への雇用の働きかけ／障がい者の利用に配慮された設備や職場 9.1	
発達 (n=326)	職場の人の障がいへの理解 57.4	障がい者の利用に配慮された設備や職場 28.5	自分の家や、家の近くで働ける 23.9	就労の場の紹介や相談が受けられる 23.3	職業訓練ができる施設の充実 14.7
高次 (n=4)	自分の家や、家の近くで働ける／健康状態にあわせて働ける 50.0		職業訓練ができる施設の充実／職場の人の障がいへの理解／障がい者の利用に配慮された設備や職場 25.0		

⑨健康や医療についての不安・困っていること

- 18歳以上では、全体で「障がいの重度化や病気の悪化」が最も高く、次いで「医療費の負担が大きい」となっています。
- 18歳未満では、全体で「障がい専門の医療機関がない」が最も高く、次いで「障がいの重度化や病気の悪化」となっています。

<18歳以上>

(複数回答、単位：%)

分類	1番目	2番目	3番目	4番目	5番目	
全体 (n=2308)	障がいの重度化や病気の悪化 37.8	医療費の負担が大きい 19.3	栄養管理が難しい 12.1	気軽に相談ができない 11.1	薬の管理が難しい 8.3	特にな 28.9
身体 (n=1312)	障がいの重度化や病気の悪化 39.4	医療費の負担が大きい 17.9	栄養管理が難しい 11.1	気軽に相談ができない 7.9	薬の管理が難しい 6.3	特にな 29.6
知的 (n=365)	障がいの重度化や病気の悪化 27.7	薬の管理が難しい 18.4	栄養管理が難しい 17.0	治療の説明が十分に理解できない 15.3	気軽に相談ができない 14.5	特にな 31.2
精神 (n=387)	障がいの重度化や病気の悪化 35.1	気軽に相談ができない 25.1	医療費の負担が大きい 20.9	栄養管理が難しい 17.6	薬の管理が難しい 12.4	特にな 22.5
難病 (n=408)	障がいの重度化や病気の悪化 48.8	医療費の負担が大きい 28.9	栄養管理が難しい 9.6	気軽に相談ができない 6.9	薬の管理が難しい 5.4	特にな 26.2
発達 (n=84)	障がいの重度化や病気の悪化 33.3	気軽に相談ができない 28.6	障がい専門の医療機関がない 22.6	医療費の負担が大きい 21.4	薬の管理が難しい 20.2	特にな 20.2
高次 (n=59)	障がいの重度化や病気の悪化 42.4	医療費の負担が大きい 30.5	気軽に相談ができない 18.6	薬の管理が難しい／治療の説明が十分に理解できない／通院のための介助者確保が難しい 16.9		特にな 18.6

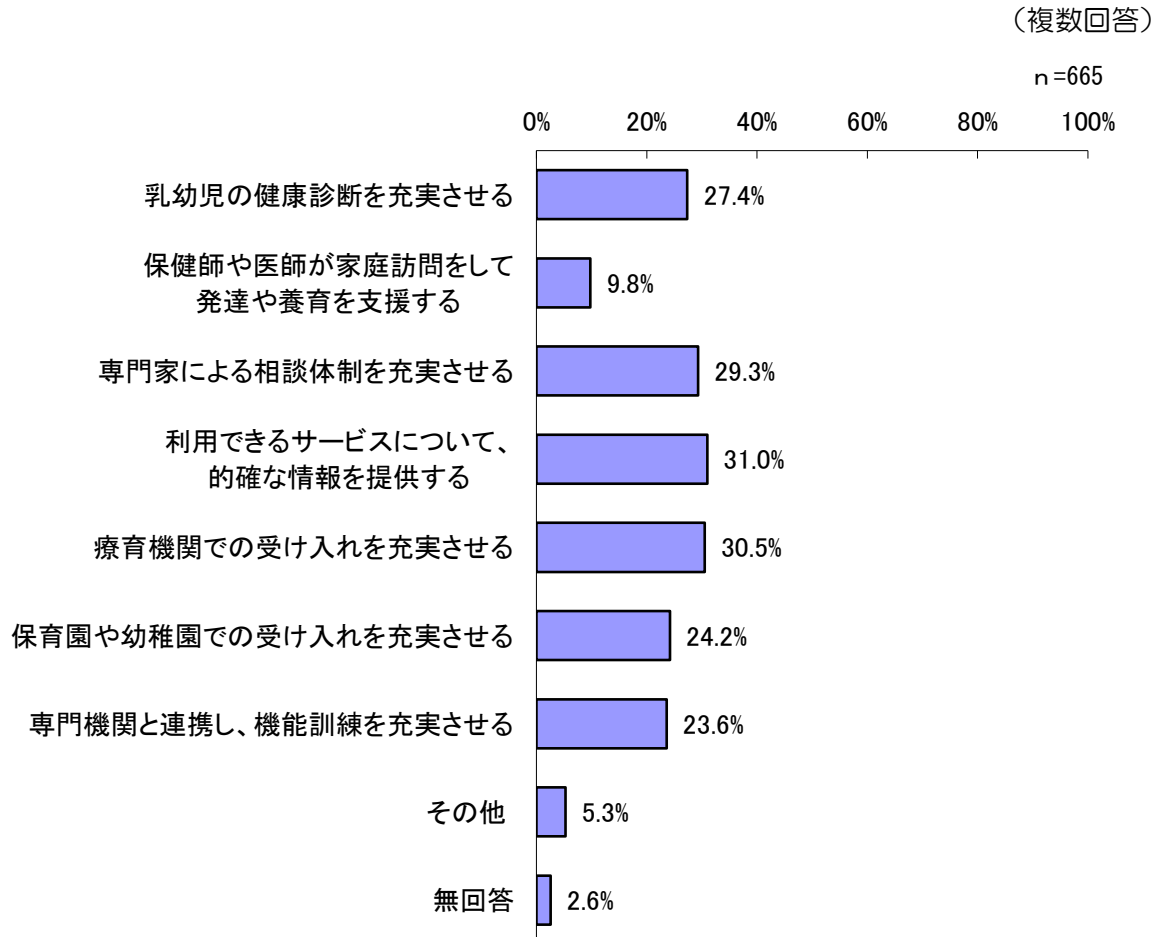
<18歳未満>

(複数回答、単位：%)

分類	1番目	2番目	3番目	4番目	5番目	
全体 (n=665)	障がい専門の医療機関がない	障がいの重度化や病気の悪化	気軽に相談ができない	栄養管理が難しい／治療の説明が十分に理解できない		特にない
	22.7	19.4	14.6	8.7		37.0
身体 (n=156)	障がいの重度化や病気の悪化	障がい専門の医療機関がない	気軽に相談ができない	医療費の負担が大きい／通院のための介助者確保が難しい		特にない
	50.6	16.0	9.6	9.0		23.7
知的 (n=358)	障がい専門の医療機関がない	障がいの重度化や病気の悪化	気軽に相談ができない	治療の説明が十分に理解できない	栄養管理が難しい	特にない
	25.1	19.8	14.2	12.0	10.1	34.1
精神 (n=38)	薬の管理が難しい／気軽に相談ができない		医療費の負担が大きい	障がいの重度化や病気の悪化	栄養管理が難しい／障がい専門の医療機関がない	特にない
	23.7		21.1	15.8	10.5	34.2
難病 (n=11)	障がいの重度化や病気の悪化／薬の管理が難しい		栄養管理が難しい／気軽に相談ができない／医療費の負担が大きい／休日や夜間に対応してくれる医療機関がない			特にない
	18.2		9.1			54.5
発達 (n=326)	障がい専門の医療機関がない	気軽に相談ができない	障がいの重度化や病気の悪化	栄養管理が難しい	薬の管理が難しい	特にない
	27.3	16.6	13.2	12.3	11.0	38.7
高次 (n=4)	障がいの重度化や病気の悪化／障がい専門の医療機関がない／気軽に相談ができない					特にない
	25.0					25.0

⑩早期発見・早期訓練のために必要なこと（18歳未満のみ）

- 「利用できるサービスについて、的確な情報を提供する」が最も高く、次いで「療育機関での受け入れを充実させる」、「専門家による相談体制を充実させる」となっています。



⑪教育で充実してほしいこと（18歳未満のみ）

- 全体では、「障がいに応じた専門的な教育」が最も高く、次いで「状況に応じて学ぶ場を変更できる制度」、「学校での受け入れ体制」となっています。

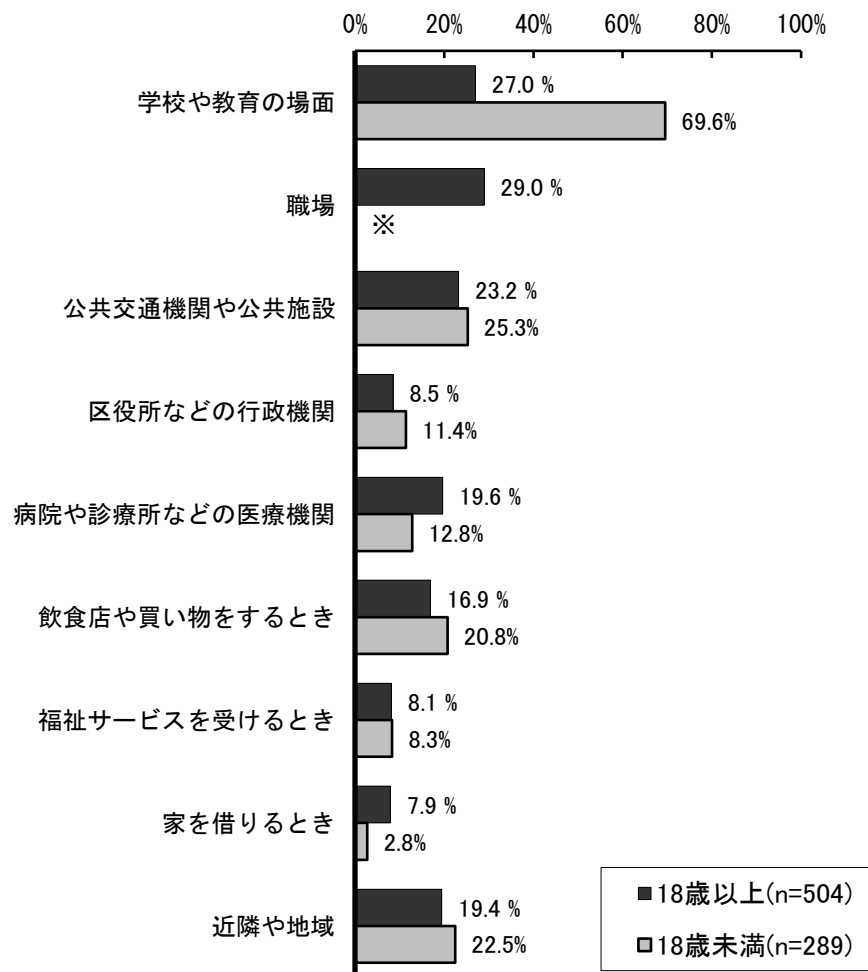
（複数回答、単位：％）

	障がいに応じた専門的な教育	学校での受け入れ体制	普通学級での受け入れ体制	状況に応じて学ぶ場を変更できる制度	障がいのある子とない子の交流機会	その他	無回答
全体 (n=665)	58.6	30.5	21.7	32.2	21.1	6.9	3.9
0～2歳 (n=31)	54.8	29.0	25.8	41.9	19.4	6.5	0.0
3～5歳 (n=141)	58.9	51.1	36.2	36.9	14.2	7.1	2.1
6～11歳 (n=225)	57.3	27.6	21.8	31.6	24.0	6.2	4.0
12～14歳 (n=104)	69.2	22.1	10.6	27.9	25.0	6.7	2.9
15～17歳 (n=154)	53.2	21.4	14.9	29.9	22.1	8.4	6.5

⑫差別を受けた場所や場面

- 18歳以上では、全体で「職場」が最も高く、次いで「学校や教育の場面」、「公共交通機関や公共施設」となっています。
- 18歳未満では、全体で「学校や教育の場面」が最も高く、次いで「公共交通機関や公共施設」、「近隣や地域」となっています。

(複数回答)

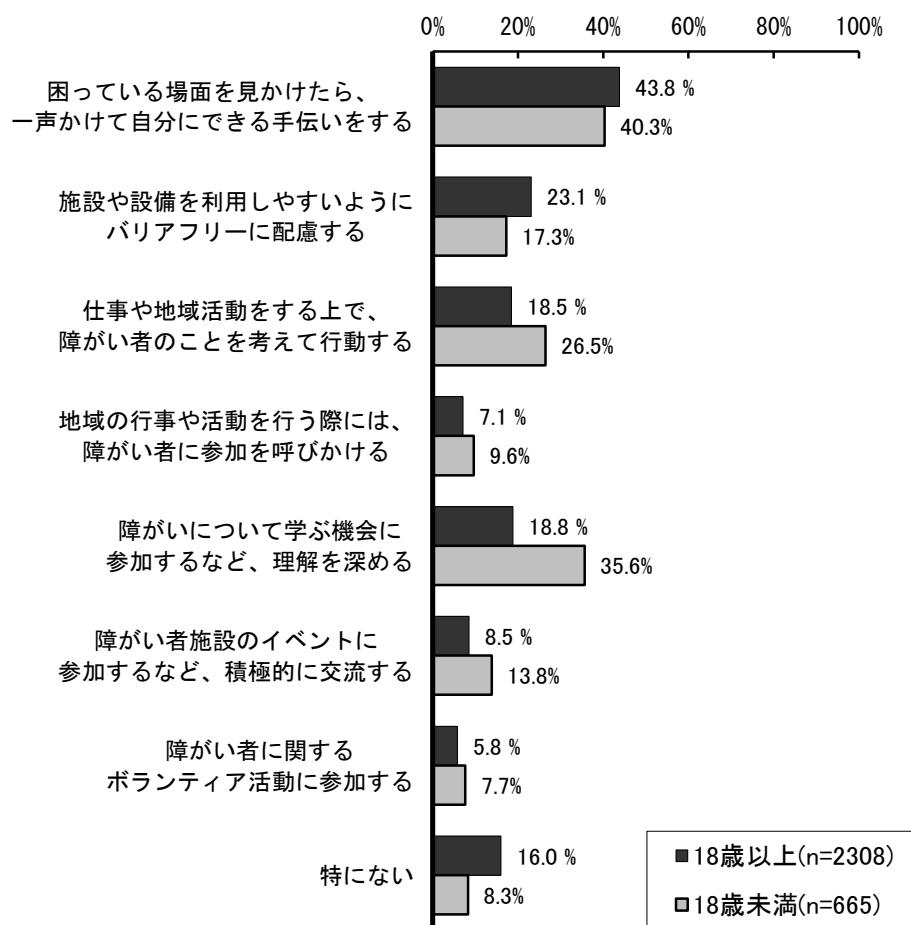


※ 18歳未満では、「職場」の選択肢がありません。

⑬社会参加で地域の人に望むこと

- 18歳以上では、「困っている場面を見かけたら、一声かけて自分にできる手伝いをする」が最も高く、次いで「施設や設備を利用しやすいようにバリアフリーに配慮する」、「障がいについて学ぶ機会に参加するなど、理解を深める」となっています。
- 18歳未満では、「困っている場面を見かけたら、一声かけて自分にできる手伝いをする」が最も高く、次いで「障がいについて学ぶ機会に参加するなど、理解を深める」、「仕事や地域活動をする上で、障がい者のことを考えて行動する」となっています。

(複数回答)

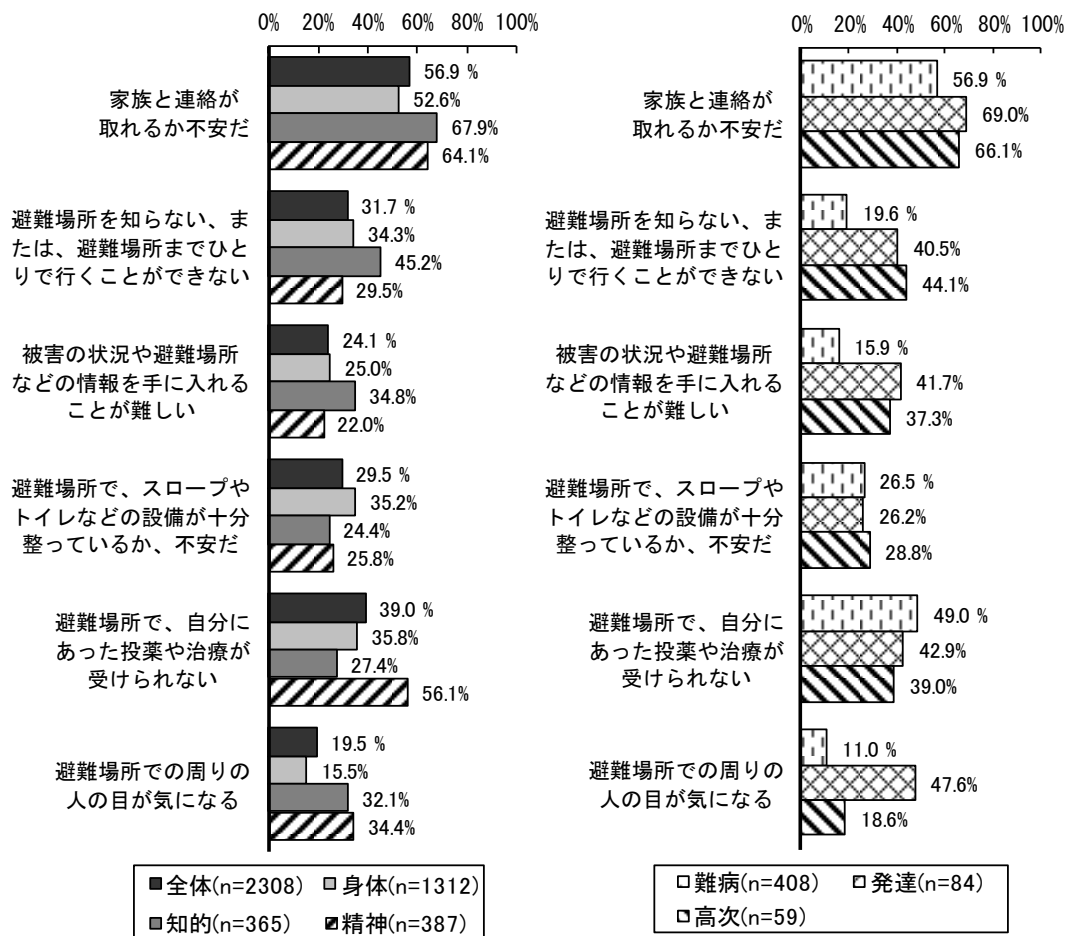


⑭災害時の不安

- 18歳以上では、全体で「家族と連絡が取れるか不安だ」が最も高く、次いで「避難場所で、自分にあった投薬や治療が受けられない」、「避難場所を知らない、または、避難場所までひとりで行くことができない」となっています。
- 18歳未満では、全体で「家族と連絡が取れるか不安だ」が最も高く、次いで「避難場所を知らない、または、避難場所までひとりで行くことができない」、「被害の状況や避難場所などの情報を手に入れることが難しい」となっています。

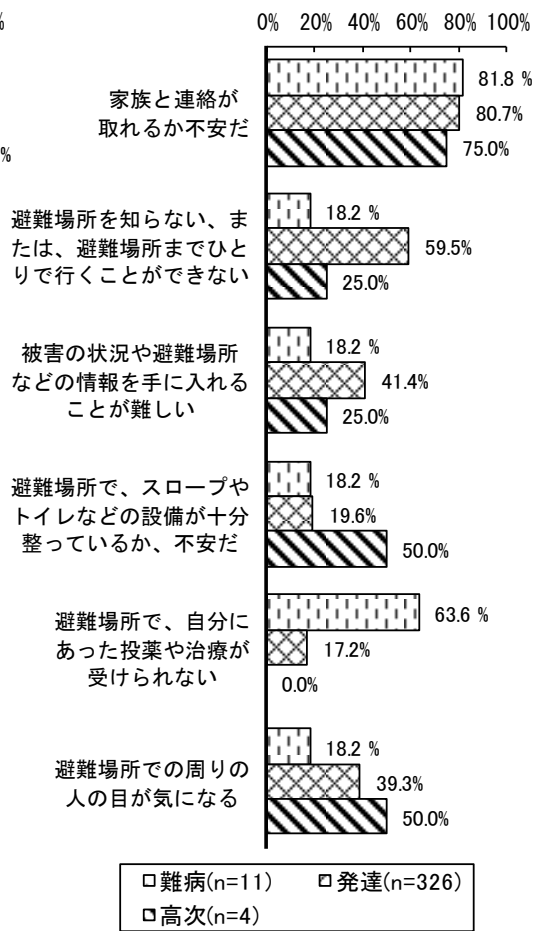
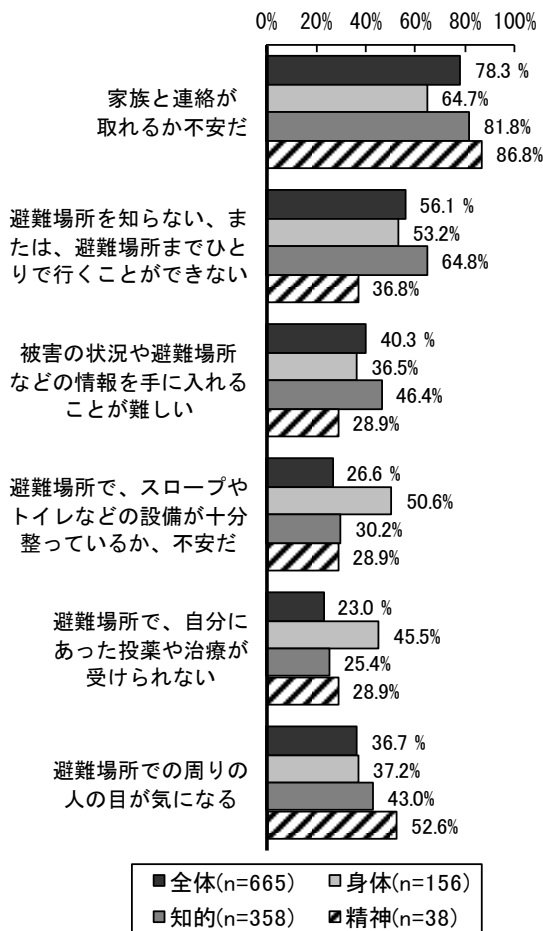
<18歳以上>

(複数回答)



<18歳未満>

(複数回答)



⑮ 今後充実を希望する障がい者施策

- 11歳以下では、「療育や教育の充実」が最も高くなっています。
- 12～14歳では、「働きやすい環境づくり」が最も高くなっています。
- 15歳以上では、「手当や年金などの経済的な支援」が最も高くなっています。

(複数回答、単位：%)

分類	1番目	2番目	3番目	4番目	5番目
0～2歳 (n=31)	療育や教育の 充実 64.5	相談支援や情報提供の充実/ 手当や年金などの経済的な支援 32.3		働きやすい環 境づくり 25.8	障がい者に配 慮された住ま いの整備 22.6
3～5歳 (n=141)	療育や教育の 充実 71.6	相談支援や情 報提供の充実 44.0	障がいについ ての理解の促 進 31.2	働きやすい環 境づくり 20.6	手当や年金な どの経済的な 支援 15.6
6～11歳 (n=225)	療育や教育の 充実 53.3	相談支援や情 報提供の充実 31.6	手当や年金な どの経済的な 支援 30.7	障がいについ ての理解の促 進 29.3	働きやすい環 境づくり 24.9
12～14歳 (n=104)	働きやすい環 境づくり 38.5	療育や教育の 充実 31.7	手当や年金な どの経済的な 支援 29.8	グループホー ムなどの地域 で暮らせる場 の整備 28.8	相談支援や情 報提供の充実 27.9
15～17歳 (n=154)	手当や年金な どの経済的な 支援 40.3	働きやすい環 境づくり 37.7	障がいについ ての理解の促 進 35.1	グループホー ムなどの地域 で暮らせる場 の整備 28.6	相談支援や情 報提供の充実 22.1
18～39歳 (n=393)	手当や年金な どの経済的な 支援 40.5	相談支援や情 報提供の充実 34.4	障がいについ ての理解の促 進 29.0	働きやすい環 境づくり 27.5	グループホー ムなどの地域 で暮らせる場 の整備 21.4
40～64歳 (n=772)	手当や年金な どの経済的な 支援 46.8	相談支援や情 報提供の充実 35.6	障がいについ ての理解の促 進 21.4	医療やリハビ リの充実 18.4	働きやすい環 境づくり 16.7
65歳以上 (n=1123)	手当や年金な どの経済的な 支援 36.7	相談支援や情 報提供の充実 32.8	在宅で受けら れるサービスの 充実 24.4	医療やリハビ リの充実 21.1	入所施設の整 備 15.0

第3章 施策の展開

1 重点課題

基本理念の実現のため、次の3項目を重点課題として位置付け、積極的な取組を行っていきます。

重点課題1 地域での暮らしを支える場の機能強化

本人や介護者の高齢化、障がいの重度化等が進む中、「親なき後」を見据えて、地域での暮らしを支える体制を整備し、安心感を確保していく必要があります。

特に、医療的ケアの必要な方や強度行動障がいのある方、発達障がいのある方など、多様化・複合化するニーズに対応した支援体制を整備していくことが大きな課題となっています。

そのため、特別支援学校の卒業生等の受け入れ先となる生活介護施設等の日中活動の場や、短期入所施設等の緊急時の受入体制など、地域での暮らしを支える場の機能強化を図っていきます。

障がい者総合サポートセンターの増築工事では、医療的ケアの必要な方を含む重度の障がい者の短期入所や学齢期の発達障がい児支援施設を整備し、障がい者の生活を総合的に支援する拠点としての機能を充実させていきます。

また、区立障がい者施設の機能見直し、既存施設の有効活用による事業の実施等を検討していきます。

【課題解決に向けた主な施策】

- 日中活動の場の整備
- 緊急時の受入体制の充実

重点課題2 地域における包括的な支援体制の構築

障がいのある方と要介護の親の世帯への支援など、複合的な課題を抱える方々に適切に対応していくため、それぞれの分野で縦割りの支援をしていくのではなく、包括的に支援する体制を構築していく必要があります。

そのため、障がい者総合サポートセンターがネットワークの「核」となり、関係部局や民間事業所等とともに、地域における包括的な支援体制を構築していきます。

相談、就労、グループホーム等の様々なネットワークを活用・強化しながら、地域における有機的な連携体制を構築していくとともに、様々なニーズに的確に応え、質の高いサービスを提供できる人材の育成に取り組んでいきます。

【課題解決に向けた主な施策】

- サービスの質の確保・向上
- 地域ネットワークの充実

重点課題3 権利擁護の推進

障がいの有無にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、差別や虐待のない社会の実現が求められています。

そのため、障がい者の権利を擁護し、促進するための取組を推進していきます。

障がいを理由とする差別の解消の推進に向けて、障害者差別解消法の周知や障がいに対する理解啓発等に取り組んでいきます。

また、障がい者虐待の防止に関する知識の普及を図るとともに、虐待の未然防止から、早期発見・早期解決、加害者への対応まで含めて、総合的な支援体制を整備していきます。

【課題解決に向けた主な施策】

- 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 障がい者虐待防止等の体制整備

2 施策の体系

【基本目標1】 自分らしく暮らせるまち

(1) 日中活動の場の整備

○区立施設の機能見直し・強化 ○民間事業者の整備支援

(2) 緊急時の受入体制の充実

○短期入所の充実 ○緊急一時保護事業の充実

(3) 居住の場の確保・充実

○グループホームの整備支援 ○グループホームの運営支援 ○住宅確保の支援

(4) サービスの質の確保・向上

○福祉人材の育成 ○指導監督体制の強化 ○福祉サービス第三者評価の受審促進

(5) 就労支援の充実

○就労支援ネットワークの充実 ○就労促進・定着支援事業の推進

(6) 地域生活移行支援の充実

○地域生活移行支援コーディネート体制の充実
○つばさホーム前の浦の運営支援

(7) 余暇活動の充実

○余暇活動支援の充実 ○障がい者スポーツの推進

(8) 保健・医療の充実

○早期発見・早期支援の推進 ○精神障がい者への支援の充実
○難病患者への支援の充実 ○医療的ケアの必要な方の在宅生活支援の充実

(9) 教育の充実

○幼児教育の振興 ○就学・教育相談の充実 ○特別支援教育の充実

(10) 保育の充実

○統合保育の充実 ○学童保育室での受入体制の充実

(11) 発達障がい支援の充実

○発達支援の充実 ○発達支援ネットワークの充実
○発達障がいの理解啓発の推進

(12) 高次脳機能障がい支援の充実

○障がい特性に応じた支援の充実 ○関係機関との連携強化
○高次脳機能障がいの理解啓発の推進

【基本目標2】 ともに支え合い暮らせるまち

（1）相談支援の充実

- 相談支援体制の強化 ○ケアマネジメント能力の向上
- ピアカウンセラー・相談員の活動推進

（2）地域ネットワークの充実

- 障がい者総合サポートセンターを「核」とした地域ネットワークの構築
- 自立支援協議会の運営

（3）障がいを理由とする差別の解消の推進

- 行政サービス等における合理的配慮の推進
- 障がい者差別解消支援地域協議会の充実
- 障がい者差別解消のための啓発活動の推進

（4）地域との交流の充実

- しょうがい者の日のつどい・障害者福祉強調月間の実施
- 地域交流事業の実施

【基本目標3】 安全・安心に暮らせるまち

(1) 災害時相互支援体制の整備

- 要配慮者及び避難行動要支援者支援の推進
- 災害時相互支援意識の普及啓発

(2) 福祉避難所の体制整備

- 福祉避難所備蓄品の配備
- 福祉避難所開設訓練の推進

(3) 防犯対策の充実

- 振り込め詐欺等防止のための啓発活動の推進
- 福祉施設等の安全体制の確保

(4) 障がい者虐待防止等の体制整備

- 障がい者虐待防止研修の実施
- 障がい者虐待防止のための啓発活動の推進
- 障がい者虐待への対応実施

(5) 成年後見制度利用支援の充実

- 成年後見制度の利用促進

(6) 消費者トラブル防止体制の推進

- 関係機関との情報共有
- 消費者トラブル防止のための啓発活動の推進

(7) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- 地域力を活かしたまちづくりパートナー活動の推進
- 心のバリアフリーの促進
- ユニバーサルデザインに配慮した区民サービスの改善

3 個別施策

※作成イメージ

個別施策を記載します。

(例) 日中活動の場の整備

※リード文

施策の概要、課題・背景、方向性等を総括して記載します。

〔これまでの主な取組〕

-
-
-
-

これまでの主な取組内容をピックアップして記載します。

〔これからの主な取組〕

取組内容	○ 区立施設の機能見直し・強化			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 			
対象ライフ ステージ	○ 民間事業者の整備支援			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 			
所管	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
	○	○	◎	○
所管	障害福祉課			

施策項目を記載します。

各施策項目の具体的な内容を記載します。

施策がどのライフステージの方を対象にしているのかを示します。

中心となって施策を推進していく所属を記載します。

第4章 障害福祉サービス等の推進

1 平成32年度末の目標

(1) 地域生活支援拠点等の整備

【区の考え方と今期の目標】

区では、障がい者総合サポートセンターを中心に、区内の各機関で機能を分担した「面的な体制」の整備を進めてきました。

今期の計画においては、地域生活支援拠点等の機能である、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の各機能を強化し、地域生活支援拠点等のさらなる充実を図っていきます。

(2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【区の考え方と今期の目標】

区では、施設入所者の地域移行に向け、入所施設や関係機関との連携強化、民間事業者によるグループホームの整備支援等の取組を進めてきました。

しかしながら、施設入所のニーズが依然としてあることや、障がい状況の悪化等によりグループホーム等での受け入れが難しいなどの状況もあります。

こうした状況も踏まえ、今期の計画においては、平成28年度末時点における施設入所者のうち、平成32年度末までに、20人以上が自立訓練事業等を利用し地域生活（グループホーム等）に移行すること、平成32年度末時点の施設入所者数が平成28年度末時点の施設入所者数を超えないことを目標とし、地域での生活を希望する方の地域移行に向けた支援を進めていきます。

項目	平成28年度末実績	平成32年度末目標
施設入所者のうち地域生活に移行する者の数	平成26年4月1日から 11人 ※ ₁	平成29年4月1日から 20人 ※ ₂
施設入所者数	505人	505人

※₁ 数値目標の対象：平成25年度末時点の施設入所者

※₂ 数値目標の対象：平成28年度末時点の施設入所者

（３）福祉施設から一般就労への移行等

【区の考え方と今期の目標】

区では、一般就労の促進に向けて、就労相談の充実、労働、教育、福祉等の関係機関による就労支援ネットワークの充実、体験実習のための職場開拓などの取組を進めてきました。

平成30年度からは、法定雇用率の算定に精神障がい者が加わり、段階的に法定雇用率が引き上げになるため、さらに多くの雇用需要が見込まれます。

そのため、今期の計画においては、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する方の目標等を以下のとおり設定し、一般就労の促進に向けて取り組んでいきます。

就職後、安心して職業生活が継続できるように、従来からの就労支援に加え、新たなサービスである「就労定着支援事業」を活用しながら取組を進めていきます。

項目	平成28年度末実績	平成32年度末目標
福祉施設から一般就労への移行者数 ※ ₁	110人	130人
就労移行支援事業の利用者数	168人	245人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合 ※ ₂	66.7% (8/12施設)	70%
就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率		80%

※₁ 特別支援学校等から直接一般就労した方は含まれていません。

※₂ 就労移行率＝当該年度の就労移行者数／次年度の4月1日現在の利用者数

（４）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【区の考え方と今期の目標】

区では、精神科病院から退院し、地域で暮らしていけるよう、地域生活移行支援コーディネート体制の整備等の取組を進めてきました。

今期の計画においては、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成32年度末までに、保健、医療、福祉等の関係機関による協議の場を設置することを目標とし、関係機関と連携を取りながら、必要なときに支援を受けることができる体制を整備していきます。

(5) 障がい児支援体制の整備等

【区の考え方と今期の目標】

区では、障がい児支援体制の整備に向けて、児童発達支援地域ネットワーク会議等の活用による関係機関との連携強化、事業所の運営支援などの取組を進めてきました。

また、近年では、医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい児が増加している状況もあります。

そのため、今期の計画においては、平成30年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による、医療的ケア児支援のための協議の場を設置すること、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することを目標とし、関係機関等と連携しながら切れ目のない支援体制を構築していきます。

2 サービス見込量と確保のための方策

平成 32 年度末の目標の達成に向けて、平成 30 年度から平成 32 年度の各年度におけるサービスの種類ごとの必要な見込量を定め、その確保に努めていきます。

実績については、平成 27 年度及び平成 28 年度は年間の実績、平成 29 年度は 4 月から 6 月までの実績を基に算出しています。

なお、単位が 1 年あたりのサービスについては、平成 29 年度の実績の記載はしていません。

(1) 訪問系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護	居宅で入浴や排せつ、食事などの身体介護、掃除や洗濯などの家事援助、通院等介助を行います。
重度訪問介護	肢体に重度の障がいがあり常に介護が必要な人や、知的障がいや精神障がいにより行動に著しい困難があり、常に介護が必要な人に、居宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出する際の援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより危険を回避することが困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも、介護の必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数
居宅介護	114 か所
重度訪問介護	102 か所
同行援護	41 か所
行動援護	8 か所
重度障害者等包括支援	0 か所

(平成 29 年 8 月 1 日現在)

■サービス見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
居宅介護	時間/月	11,981	12,039	12,869	**	**	**
	人/月	560	569	572	**	**	**
重度訪問介護	時間/月	14,024	14,968	15,512	**	**	**
	人/月	38	42	41	**	**	**
同行援護	時間/月	4,956	4,991	5,171	**	**	**
	人/月	157	155	157	**	**	**
行動援護	時間/月	124	141	153	**	**	**
	人/月	4	4	4	**	**	**
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	**	**	**
	人/月	0	0	0	**	**	**

■サービス見込量の確保に向けて

サービス見込量の確保に向けた考え方や方策等を記載します。

(2) 日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、主として昼間において、施設で入浴や排せつ、食事などの介護を行うほか、創作活動などの機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわたり、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわたり、生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
宿泊型自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援や日常生活上の相談支援を提供します。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間にわたり、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労定着支援 [新サービス]	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、主として昼間において、医療機関などで機能訓練や療養上の管理、看護及び介護を行います。
短期入所	自宅において介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。

■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数
生活介護	12 か所
自立訓練（機能訓練）	3 か所
自立訓練（生活訓練）	2 か所
宿泊型自立訓練	1 か所
就労移行支援	12 か所
就労継続支援（A型）	4 か所
就労継続支援（B型）	28 か所
療養介護	0 か所
短期入所	4 か所

（平成 29 年 8 月 1 日現在）

■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
生活介護	日/月	18,352	18,867	19,371	**	**	**
	人/月	944	980	989	**	**	**
自立訓練 （機能訓練）	日/月	464	407	347	**	**	**
	人/月	53	53	45	**	**	**
自立訓練 （生活訓練）	日/月	516	484	492	**	**	**
	人/月	35	44	40	**	**	**
宿泊型自立訓練	日/月	509	525	679	**	**	**
	人/月	17	19	24	**	**	**
就労移行支援	日/月	2,130	2,635	3,156	**	**	**
	人/月	133	168	192	**	**	**
就労継続支援 （A型）	日/月	799	1,604	2,078	**	**	**
	人/月	31	86	108	**	**	**
就労継続支援 （B型）	日/月	15,433	15,013	16,213	**	**	**
	人/月	954	936	963	**	**	**
就労定着支援	人/月	—	—	—	**	**	**
療養介護	人/月	56	60	65	**	**	**
短期入所（福祉型）	日/月	1,281	1,184	1,205	**	**	**
	人/月	183	148	149	**	**	**
短期入所（医療型）	日/月	59	113	108	**	**	**
	人/月	17	15	19	**	**	**

■ サービス見込量の確保に向けて

サービス見込量の確保に向けた考え方や方策等を記載します。

(3) 居住系サービス

■ サービスの内容

サービス名	内容
自立生活援助 [新サービス]	一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間の共同生活の場において、入浴、排せつ、食事などの介護、相談や日常生活の援助を行います。
施設入所支援	主として夜間において、施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事などの介護を行います。

■ サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数	(平成 29 年 8 月 1 日現在)
共同生活援助	59 か所	
施設入所支援	2 か所	

■ サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
自立生活援助	人/月	—	—	—	**	**	**
共同生活援助	人/月	367	397	401	**	**	**
施設入所支援	人/月	511	505	508	**	**	**

■ サービス見込量の確保に向けて

サービス見込量の確保に向けた考え方や方策等を記載します。

(4) 相談支援

■サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	サービスの利用にあたり、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行います。
地域移行支援	施設等に入所・入院している人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している人に、常時の連絡体制の確保や緊急の事態等に相談などの支援を行います。

■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数	(平成 29 年 8 月 1 日現在)
計画相談支援	33 か所	
地域移行支援	7 か所	
地域定着支援	6 か所	

■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画相談支援	人/月	335	427	477	**	**	**
地域移行支援	人/月	4	7	7	**	**	**
地域定着支援	人/月	8	13	14	**	**	**

■サービス見込量の確保に向けて

サービス見込量の確保に向けた考え方や方策等を記載します。

(5) 児童福祉サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童について、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援 [新サービス]	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用にあたって、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数
児童発達支援	14 箇所
医療型児童発達支援	1 箇所
放課後等デイサービス	32 箇所
保育所等訪問支援	2 箇所
障害児相談支援	9 箇所

(平成 29 年 8 月 1 日現在)

■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	日/月	2,379	2,881	3,288	**	**	**
	人/月	338	384	415	**	**	**
医療型 児童発達支援	日/月	251	219	261	**	**	**
	人/月	28	23	28	**	**	**
放課後等 デイサービス	日/月	4,246	5,780	7,900	**	**	**
	人/月	536	716	966	**	**	**
保育所等訪問支援	日/月	0	5	12	**	**	**
	人/月	0	2	8	**	**	**
居宅訪問型 児童発達支援	日/月	—	—	—	**	**	**
	人/月	—	—	—	**	**	**
障害児相談支援	人/月	56	55	71	**	**	**

■サービス見込量の確保に向けて

サービス見込量の確保に向けた考え方や方策等を記載します。

(6) 地域生活支援事業

① 必須事業

■ サービスの内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等が自発的に行う活動に対する支援を行います。
相談支援事業	<p>【障害者相談支援事業】 障がい者等からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。</p> <p>【基幹相談支援センター等機能強化事業】 基幹相談支援センター等において、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援等を行います。</p>
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用のうち、後見報酬の助成等を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や法人後見の活動支援を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	日常生活を容易にするための用具を給付します。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員等を養成します。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	社会との交流の促進等のため、障がい者の創作的活動又は生産活動の機会を提供する地域活動支援センターの機能を充実・強化します。

■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	**	**	**
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	**	**	**
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所数	15	15	15	**	**	**
	件/月	5,757	5,861	4,776	**	**	**
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	**	**	**
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	**	**	**
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	**	**	**
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	**	**	**
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業 ※ ₁	件/月	200	203	240	**	**	**
	人/月	200	203	240	**	**	**
要約筆記者派遣事業	件/月	7	6	5	**	**	**
	人/月	21	18	17	**	**	**
手話通訳者設置事業	実施の有無	実施	実施	実施	**	**	**
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	41	46	—	**	**	**
自立生活支援用具	件/年	122	103	—	**	**	**
在宅療養等支援用具	件/年	98	110	—	**	**	**
情報・意思疎通支援用具	件/年	122	128	—	**	**	**
排泄管理支援用具	件/年	12,141	11,654	—	**	**	**
その他	件/年	19	9	—	**	**	**

サービス名		実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話奉仕員養成 研修事業 ※ ₂	人／年	40	53	—	**	**	**
移動支援事業	時間／月	9,954	10,586	11,408	**	**	**
	人／月	580	617	654	**	**	**
地域活動支援セン ター機能強化事業	箇所数	11	11	10	**	**	**
	人／月	261	221	192	**	**	**

※₁ 「東京都手話通訳等派遣センター」への委託分も含まれています。

※₂ 「手話講習会（上級）」の修了者数です。

■サービス見込量の確保に向けて

サービス見込量の確保に向けた考え方や方策等を記載します。

②任意事業

■サービスの内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス	家庭において入浴することが困難な障がい者の自宅を訪問して入浴サービスを提供します。
日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息のため、障がい者の日中における活動の場を提供します。
地域移行のための安心生活支援	地域生活への移行や定着を支援するための支援体制を整備します。
レクリエーション活動等支援	障がい者の体力増強、交流、スポーツに触れる機会の提供等のため、各種レクリエーション教室などを開催します。
芸術文化活動振興	障がい者等の芸術文化活動を振興するため、障がい者等の作品展などの芸術文化活動の機会を提供します。
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音訳等の方法により、区の広報や生活情報などを提供します。
奉仕員養成研修	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成します。
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。
障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域の支援体制の強化等を行います。
更生訓練費給付事業	訓練用具の購入費等、訓練に必要な費用を支給します。
施設入所者就職支度金給付事業	就職等で自立する人に対し、就職支度金を支給します。
生活サポート事業	障害福祉サービスを利用していない人に対し、ホームヘルパー等を派遣し、日常生活に関する支援や家事援助を行います。

■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
訪問入浴サービス	回/年	1,975	2,130	—	**	**	**
	人/年	68	63	—	**	**	**
日中一時支援	日/年	986	628	—	**	**	**
	人/年	58	59	—	**	**	**
地域移行のための 安心生活支援	実施の有無	実施	実施	実施	**	**	**
レクリエーション 活動等支援	実施の有無	実施	実施	実施	**	**	**
芸術文化活動振興	実施の有無	実施	実施	実施	**	**	**
点字・声の広報等 発行	実施の有無	実施	実施	実施	**	**	**
奉仕員養成研修							
要約筆記奉仕員 養成事業 ※ ₁	人/年	19	9	—	**	**	**
点訳・朗読奉仕 員養成事業 ※ ₂	人/年	33	27	—	**	**	**
自動車運転免許取得・改造助成							
自動車運転免許 取得費助成事業	件/年	6	5	—	**	**	**
自動車改造費 助成事業	件/年	10	8	—	**	**	**
障害者虐待防止 対策支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	**	**	**
更生訓練費給付 事業	人/年	0	0	—	**	**	**
施設入所者就職 支度金給付事業	人/年	0	0	—	**	**	**
生活サポート事業	時間/年	326	355	—	**	**	**
	人/年	828	729	—	**	**	**

※₁ 「要約筆記啓発講座」の受講者数です。

※₂ 「点訳講習会」及び「音訳者養成講座」の受講者数です。

■サービス見込量の確保に向けて

サービス見込量の確保に向けた考え方や方策等を記載します。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携・協働の推進

本計画は、福祉だけではなく、保健、医療、教育、防災等、広い分野にわたっており、分野横断的な取組を進めていく必要があります。

庁内においては、福祉部と障がい者総合サポートセンターを中心に、関係部局と連携しながら全庁体制で施策を推進していきます。

また、サービスの実施主体の多くは民間事業者であり、計画の実現に向けて大きな役割を担っています。

そのため、行政機関、民間事業者、関係団体等との適切な役割分担のもと、地域のネットワーク機能をこれまで以上に強化し、連携・協働して施策を推進していきます。

(2) 社会資源の適切かつ効果的な活用

区の財政状況は、少子高齢化の進行等による社会保障関連費の増加等により厳しい状況にあります。

また、福祉サービスを担う人材の不足は、他の産業分野と同様に深刻であり、今後も厳しい状況が続くことが想定されます。

こうした状況を踏まえ、限られた財源や人材等の社会資源を適切かつ効果的に活用し、施策を推進していきます。

2 計画の進行管理

本計画を効果的かつ着実に推進していくため、PDCA サイクルに基づき適切に進行管理を行います。

定期的に計画の進捗状況を把握し、「大田区障がい者施策推進会議」で検証・評価を行いながら、必要に応じて改善・見直しを行います。